

改定成案

鳥取県西部町村国土強靱化地域計画 (第2期計画)

—いかなる自然災害が起こっても「強さ」と「しなやかさ」
を持った安全・安心な地域づくり—

平成30年3月
(令和8年9月改定)

鳥取県西部7町村

(日吉津村、大山町、南部町、伯耆町
日南町、日野町、江府町)

(表紙裏)

目 次

I	はじめに	4
1.	計画策定の趣旨	4
2.	地域計画の位置付け	6
(1)	基本計画及び県地域計画との調和	6
(2)	他計画との関係	6
3.	計画期間	6
4.	計画策定の流れ	7
II	本地域の特性と課題	8
1.	地形・地質的特性	8
2.	気候的特性	8
3.	社会的特性	9
(1)	人口動向	9
(2)	産業・雇用	10
(3)	交通・物流	11
III	基本的な考え方	13
1.	国土強靱化の目標	13
(1)	国土強靱化の基本理念	13
(2)	基本目標	13
(3)	事前に備えるべき目標	14
(4)	国土強靱化を進める上での留意事項	14
IV	リスクシナリオの設定	16
1.	想定する大規模自然災害	16
(1)	対象とする大規模自然災害	16
(2)	想定する大規模自然災害の特定	16
2.	リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	19
3.	施策分野の設定	21
V	脆弱性評価	22
1.	脆弱性評価の考え方	22
(1)	脆弱性評価の意義	22
(2)	脆弱性評価の流れ	23
2.	現行施策の評価	24
(1)	直接死を最大限防ぐ（人命保護）	25
(2)	救助・救援、医療活動の迅速な対応、被災者等の健康・避難生活環境の確保による関連死の防止	26
(3)	行政機能の確保	27
(4)	情報通信機能の確保	28
(5)	地域経済活動の維持	28
(6)	ライフラインの確保及び早期復旧	29
(7)	二次災害の防止	30
(8)	迅速な復旧・従前より強靱な姿での復興	31
(9)	横断的分野	32
3.	脆弱性評価の総括	33
VI	強靱化のための取組	34

1. 国土強靱化に向けた方向性	34
2. 施策プログラムの設定	37
(1) 直接死を最大限防ぐ（人命保護）	37
(2) 救助・救援、医療活動の迅速な対応、被災者等の健康・避難生活環境の確保による関連死の防止	41
(3) 行政機能の確保	45
(4) 情報通信機能の確保	46
(5) 地域経済活動の維持	46
(6) ライフラインの確保及び早期復旧	48
(7) 二次災害の防止	50
(8) 迅速な復旧・従前より強靱な姿での復興	52
(9) 横断的分野	53
3. 個別施策分野の役割	57
(1) 行政機能分野（行政機能／警察・消防等）	57
(2) 住環境分野（住宅・都市、環境）	58
(3) 保健医療・福祉分野	58
(4) 産業分野（エネルギー、金融、情報通信、産業構造、農林水産）	59
(5) 国土保全・交通分野（交通・物流、国土保全、土地利用）	60
4. 施策の重点化	61
VII 計画の推進に向けて	63
1. 計画推進	63
2. 計画の進捗管理	64
3. 計画の見直し等	65
(1) 計画の推進期間	65
(2) 他の計画等の見直し	65

I はじめに

1. 計画策定の趣旨

わが国では、度重なる大規模自然災害により、その都度、多くの尊い人命を失い、莫大な経済的・社会的損失を受けてきた。本地域においても、平成12年鳥取県西部地震、平成23年台風12号、平成30年7月豪雨、平成30年台風24号など、地震災害や豪雨による水害、土砂災害などの自然災害によって甚大な被害を受け、長期にわたる復旧・復興を繰り返してきた。

平成23年東日本大震災では、観測史上最大のマグニチュード9の巨大地震と大津波により、死亡者・行方不明者約1万9千人、家屋全壊約13万棟、最大避難者数約47万人、被害額約16兆9千億の甚大な災害となったことから、大規模自然災害に対する社会経済システムの脆さが明らかとなった。また、その後の復旧・復興も長期化しており、これまでの事後対策から、社会経済システムの維持、被害の最小化、迅速な復旧・復興を図る事前防災の重要性が教訓となった。

このような状況を踏まえ、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が公布・施行され、国は、「国土強靱化基本計画」を策定した。加えて、新たな災害として、令和6年奥能登豪雨、令和7年下水道管破損に起因した道路陥没事故、令和7年大船渡市林野火災などの教訓を踏まえ、本地域の強靱化における脆弱性を再評価し、対応した施策方針を構築することにより、強靱化の取組みをさらに推進していく。

このため、基本法に基づく地域計画として、鳥取県においては、平成28年3月に鳥取県国土強靱化地域計画（以下「第1期計画」という。）を策定し、いかなる自然災害が起こっても安全・安心で機能不全に陥らない地域・経済社会を構築し、持続的な成長を続けられる鳥取県をつくりあげるため、ハード・ソフトの両面から国土強靱化に資する取組を推進してきた。また、平成30年度には、施策の中間評価を実施し、計画の実効性を高めるために計画の一部改定が行われ、令和3年3月には、第2期計画、令和8年3月には、第3期計画が策定されている。

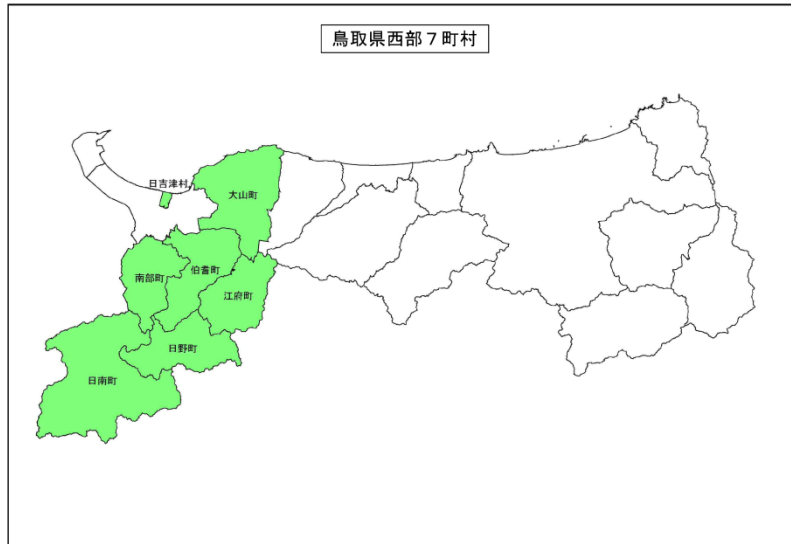
このような中、鳥取県西部地区の7町村（日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町）においては、平成30年3月に、人口減少や高齢化に伴う地域防災力の低下、激甚化する災害事象に伴い広域かつ多様化する被災形態への対応という共通課題に対し、避難計画及び避難所運営マニュアルの標準化・共有等により西部町村全体の地域防災力の向上を図っている。

この度、鳥取県西部町村も第1計画策定から5年以上が経過していることから、日頃からの連携の強みを生かし、相互補完による地域全体の防災・減災に資するため、県や国など関係者との連携のもと、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる「鳥取県西部町村国土強靱化地域計画（第2期計画）」（以下「本計画」という。）を合同で策定するものである。

本計画の策定にあたっては、第1期計画を引き継ぎ、鳥取県国土強靱化地域計画（第3期計画）を参照し、『いかなる自然災害が起こっても「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域づくり』を目指すものとし、国が令和5年7月に変更した「国土強靱化基本計画」を踏まえ、施策の進捗や第1期計画中に発生した大規模自然災害（令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨など）から得られた教訓、また、令和元年東日本台風を受けた、鳥取県水防対策検討会・鳥取県防災避難対策検討会において「一人の犠牲者も出さない」ことを目標に検討された「流域治水」による水防対策・避難対策を施策に反映するものとする。

また、町村毎の新たな総合計画では、SDGs（持続可能な開発目標）の理念を盛り込み「地方創生による持続可能な地域社会の実現」を目指す姿としている。

国土強靱化の推進にあたっては、地方創生の取組みと連携して「持続可能で強靱な地域づくり」を推進するものとする。



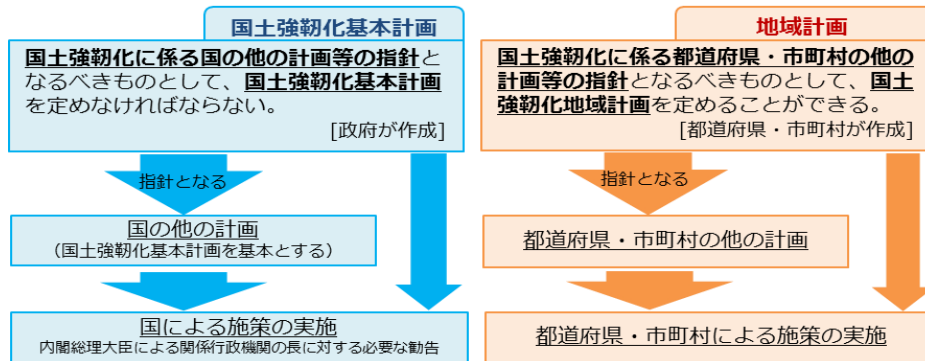
図一 鳥取県西部 7 町村の位置関係

2. 地域計画の位置付け

(1) 基本計画及び県地域計画との調和

今回策定する本計画は、基本法第13条に基づき、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として国土強靱化基本計画との調和を保ち策定するものとする。

また、県地域計画が本地域の被災形態を包含する計画であることを踏まえ、同計画との調和を保つものとする。

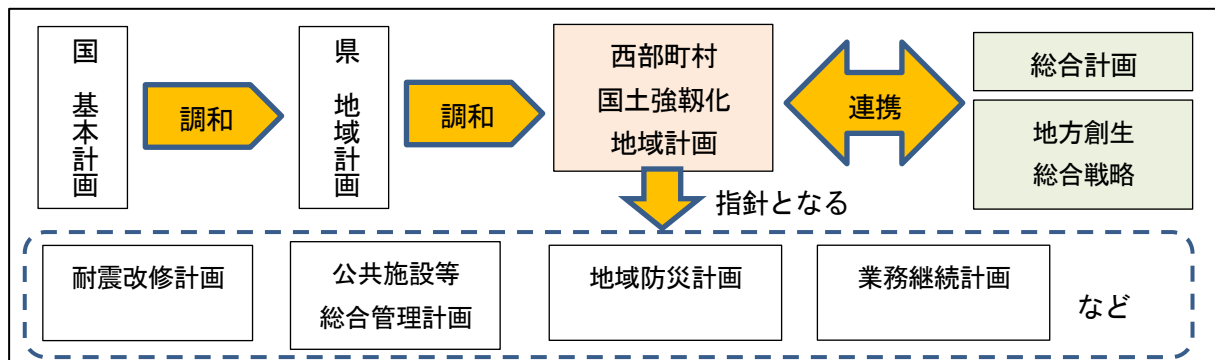


図－2 地域計画の位置付け

出典：「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」（内閣官房国土強靱化推進室）

(2) 他計画との関係

本計画は、国土強靱化の観点から、各町村における「地域防災計画」をはじめとする様々な分野での計画について、国土強靱化に係る指針となるものである。



図－3 国土強靱化地域計画と他計画との関係

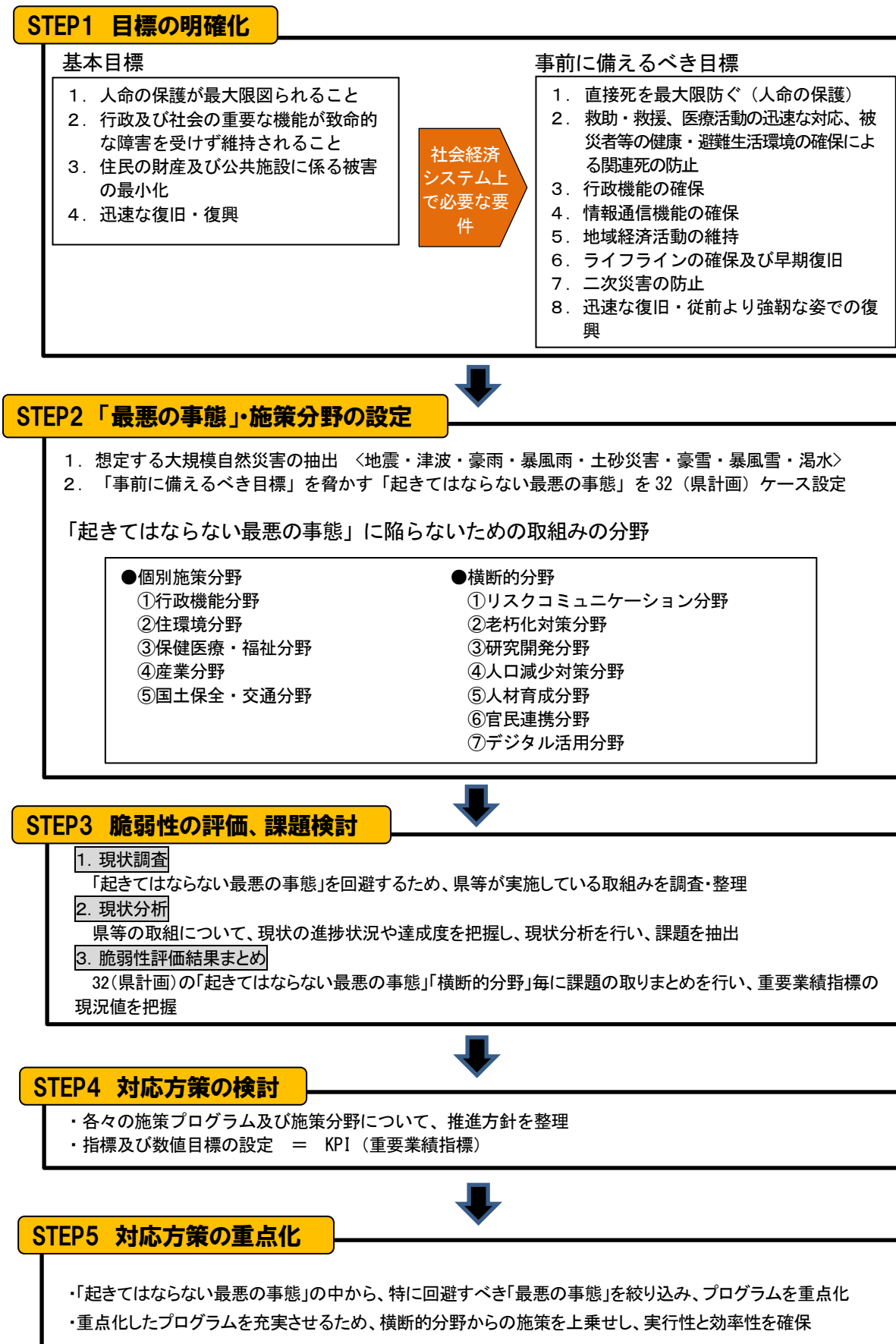
3. 計画期間

本計画の推進期間は、令和8年度（2026）から令和12年度（2030）までの概ね5年間とする。その後は、施策の進捗や災害事象への調査研究、技術開発の最新の知見、社会経済情勢の変化等を踏まえ、計画の見直しを概ね5年毎に行う。

なお、本計画に基づき実施する事業（国予算の重点化の対象事業）については、別冊で「事業一覧」を毎年度定めることとする。

4. 計画策定の流れ

本計画の策定は、以下の図に示す手順（STEP1～STEP5）で進める。



図－4 計画策定の流れ

II 本地域の特性と課題

1. 地形・地質的特性

本地域は、鳥取県の西部に位置し、北は日本海、西は島根県、南は岡山県と広島県に接した中国山地と日本海に挟まれた位置にあり、7町村合計の面積は県全体の約30%を占める1,047km²となっている。

地形は、中国山地を中心に山地が多く急峻な地形であるが、三国山を源流に大山の麓を経て美保湾に注ぐ日野川流域に平野が形成されている。急峻な中国山地の影響で、急流河川や急斜面

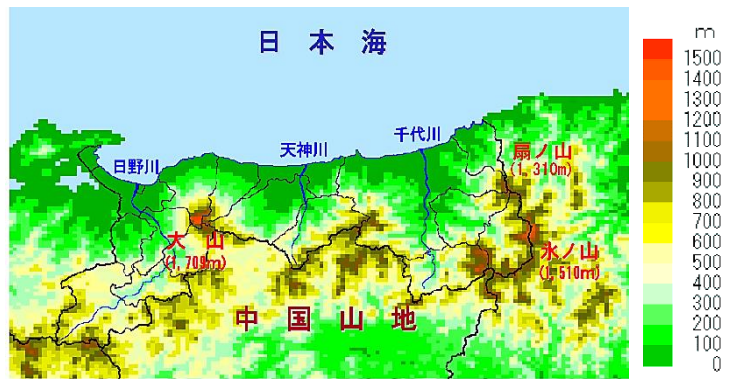


図-5 鳥取県の地形
※鳥取地方気象台「鳥取の地勢」を一部加工

が多く、土砂災害警戒区域が1,725箇所、うち特別警戒区域が1,474箇所（県全体の3割弱）存在しており、大山の噴出物である火山灰土や花崗岩が風化した真砂土に広く覆われた土地では、大雨による土砂災害の素因を有している。本地域の平野は、一級河川日野川の流域を中心に形成された三角州と砂浜であり、粘土や泥、細砂から成る軟弱地盤では、地震時における液状化が懸念される。

海岸線の地形は、大山町周辺では比較的海面より高く、また、日吉津村周辺では汀線部に形成された砂浜が、白砂青松の美しい景観を形成するとともに、津波遡上の緩和にも効果を有している。

土地利用の構成をみると、森林面積割合は約79%と高く、農用地が約6%、宅地その他が約15%となっている。また、西日本で最高峰の大山は、日本有数のブナ林と水資源を誇り、国立公園などの観光要素となる雄大な景観と優れた自然が保存されていることが特徴となっている。

■面積等

	総面積 (km ²)	経営 耕地面積 (ha)	林野面積 (ha)	公道実延長 (km)
日吉津村	4.20	130	7	34.3
大山町	189.83	3,036	11,397	559.6
南部町	114.03	756	8,550	301.1
伯耆町	139.44	1,055	9,679	368.1
日南町	340.96	852	30,533	388.5
日野町	133.98	208	12,091	197.7
江府町	124.52	359	10,274	167.1
西部町村計	1,046.96	6,396	82,531	2,916.4
鳥取県	3,507.03	20,876	259,440	8,959.7

図-6 資料：鳥取県「令和6年版鳥取県勢要覧」

2. 気候的特性

本地域の気候は、冬は北西からの季節風によって降雪が多い日本海型気候帯に属している。日南町では、平均気温は標高490mの地区で約11度、降水量は年約1,900mmで、冷涼多雨な気候であり、降雪期間は12月から3月で、多い地区で1.0m~1.5mの積雪がある。

近年は全国的に短期的・局地的豪雨が頻発しているが、本地域でも、平成23年の台風12号による豪雨（大山町で総雨量900ミリ以上）を観測し、土砂災害による被害も発生している。今後も短期的・局地的豪雨による記録的な時間降水量・日降水量の増加と、それに伴う浸水被害や土砂災害

の増加が懸念される。

さらに、本地域は大山に代表されるスノーリゾートを有し、積雪は地域の生活の営みの一部にある一方、県内全域が豪雪地帯に指定されており、平成18年豪雪（大山で最深積雪244cm）や平成23年の大雪（米子で最深積雪89cm）では死傷者や住宅被害、積雪による交通途絶などの被害が発生している。

3. 社会的特性

(1) 人口動向

鳥取県の人口は1988年(昭和63年)の約61.6万人をピークに減少が続き、高齢化の進展と生産年齢人口の減少を伴いながら、令和2年10月現在で約55.3万人となっており、近年のトレンドを反映した将来推計人口は、2040年時点で45.5万人と推計されている。

また、若年女性（20～39歳）が2040年までに2010年比で50%以上減少する市町村（消滅可能性都市）は中山間地域に集中しており、西部7町村のうち日吉津村を除く6町が該当している。

さらに、中山間地域では過疎化・高齢化が著しく、老年人口が35%以上となっている町村は日吉津村以外の6町（県全体では19市町村中8町）を占めており、人口減少と高齢化により、災害時の避難誘導の困難化や孤立集落の発生、医師不在地域の発生など被災ポテンシャルが高まることが懸念されており、特に日野郡においてはこの傾向が顕著となっている。

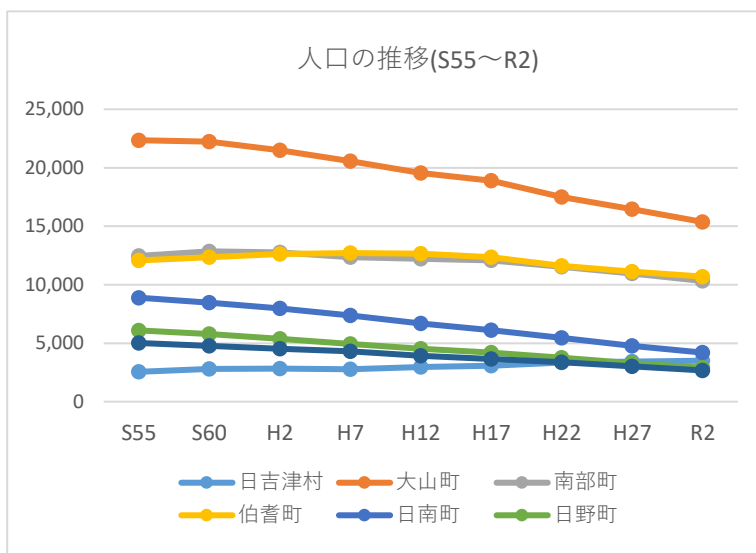


図-7 西部7町村の人口の推移（昭和55年～令和2年）

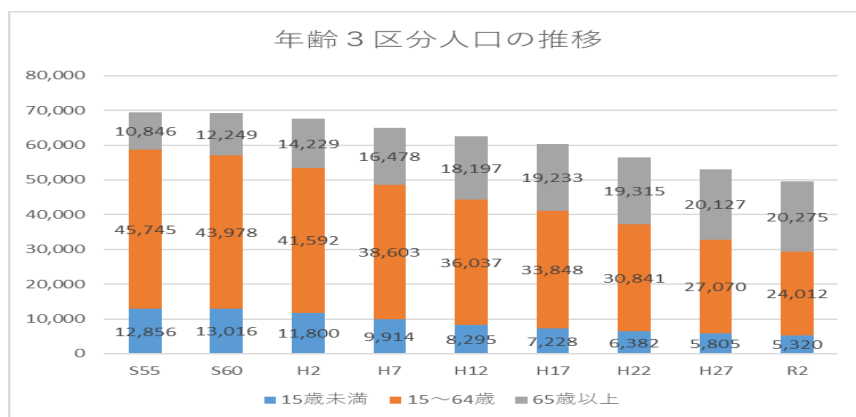
■人口

	総人口 (人)	15歳未満 (人)	15～64歳 (人)	65歳以上 (人)	年少人口割合 (%)	高齢化率 (%)
日吉津村	3,501	507	1,979	986	14.5	28.2
大山町	15,370	1,684	7,491	6,195	11.0	40.3
南部町	10,323	1,179	5,261	3,879	11.4	37.6
伯耆町	10,696	1,282	5,148	4,243	12.0	39.7
日南町	4,196	296	1,708	2,190	7.1	52.2
日野町	2,907	183	1,253	1,471	6.3	50.6
江府町	2,672	189	1,172	1,311	7.1	49.1
西部町村計	49,665	5,320	24,021	20,275	10.7	40.8
鳥取県	553,407	68,330	300,002	177,046	12.3	32.0

資料：総務省「国勢調査（令和2年）」

注）年齢不詳の回答があるため、各年代の合計が総人口と一致していない。

図-8 西部7町村の国勢調査（令和2年）



図－9 西部7町村の年齢3区分人口の推移（令和2年）

(2) 産業・雇用

本地域は海・山・里の豊かな自然環境を背景とした農林水産資源に恵まれ、「鳥取和牛」、「白ネギ」のほか「大山地鶏」など、大山ブランドを活用した素晴らしい食材が数多く生み出され、県西部地域の農産物の供給を支えているとともに、豊富な森林資源を有しており、森林と農地は、水源かん養、土砂崩れ抑制、温室効果ガス(CO2)固定のほか、観光資源となる優れた景観などの多面的機能を有している。

本地域で就業者が最も多いのは第3次産業であり、次いで、第2次産業が20.8%（県合計21.7%）となっている。しかし、第1次産業の就業者数は減少傾向にあり、農林漁業における60歳以上の割合は70%以上と高齢化が進行している。

■産業別15歳以上就業者数

	総数 (人)	1次産業		2次産業		3次産業	
		(人)	構成比	(人)	構成比	(人)	構成比
日吉津村	1,813	126	6.9	389	21.5	1,244	68.6
大山町	8,232	1,956	23.8	1,611	19.6	4,641	56.4
南部町	5,350	587	11.0	1,369	25.6	3,268	61.1
伯耆町	5,469	873	16.0	1,050	19.2	3,495	63.9
日南町	2,151	678	31.5	373	17.3	1,085	50.4
日野町	1,437	224	15.6	309	21.5	872	60.7
江府町	1,420	291	20.5	284	20.0	800	56.3
西部町村計	25,872	4,735	18.3	5,385	20.8	15,405	59.5
鳥取県	261,497	20,713	7.9	56,777	21.7	184,007	70.3

資料：鳥取県「令和6年版鳥取県勢要覧」（令和2年国勢調査結果）

図－10 西部7町村の産業別15歳以上就業者数（令和6年）

■各産業の主要指標

	R5 農業産出額 (千万円)	R元 海面漁業漁獲量 (t)	R3 製造品出荷額 (百万円)	R3 小売業年間商品 販売額 (百万円)	R3 小売業売場面積 (㎡)
日吉津村	19	12	2,082	18,638	35,125
大山町	996	885	18,360	18,974	5,439
南部町	140	—	25,462	4,730	7,678
伯耆町	183	—	7,307	9,528	14,507
日南町	261	—	1,941	3,369	3,373
日野町	40	—	697	2,810	2,153
江府町	60	—	5,175	1,246	587
西部町村計	1,699	897	61,024	59,295	68,862
鳥取県	7,657	82,079	658,443	1,224,842	851,886

資料1：農林水産省ウェブサイト/グラフと統計でみる農林水産業

資料2：鳥取県「令和6年版鳥取県勢要覧」

資料3：経済産業省「令和3年経済センサス」

資料4：農林水産省「令和5年市町村別農業産出額」

図-11 西部7町村の各産業主要指標（令和6年）

（3）交通・物流

本地域は、地勢的に岡山県や島根県東部に近く、古くから出雲街道が整備され、街道沿いは交通の要衝として宿場町が栄えてきた歴史がある。現在では、鉄道や高速バスなどの公共交通機関や国道・高速道路などの道路網の整備が進んでおり、概ね都市間を結ぶネットワークが形成されている。

高速道路は、山陰道、米子自動車道及び松江自動車道の全線開通等により県外からの企業誘致の増加や雇用確保、移住増加に貢献するとともに、周辺高速道路ネットワーク整備の進展により観光振興、物流の効率化、災害時のリダンダンシー（交通網の機能維持等）確保等に寄与している。

鉄道網については、JR山陰本線が高速化されるとともに、伯備線が整備され、山陰と山陽間の物流を担うとともに、通勤、通学等の手段のほか、地域間交流の促進及び広域観光の連携強化が進められている。

この他、圏域の交通・物流インフラとして、米子市・境港市に米子鬼太郎空港が整備されており、山陰唯一の国際定期便としてソウル便及び香港便が就航し、山陰の空の玄関として、地域経済の発展及び日本海対岸諸国との交流促進に重要な役割を果たしているとともに、重要港湾境港が日本海側拠点港に選定され、モノとヒトが交流する北東アジアゲートウェイとして機能強化が図られている。

しかし、依然として高速道路ネットワークには、中国横断自動車道岡山米子線（米子市～境港市）、江府三次道路のミッシングリンク（未整備区間）や、中国自動車道岡山米子線（蒜山IC～米子IC）、山陰道の暫定2車線区間が存在し、これらの解消が課題となっている。

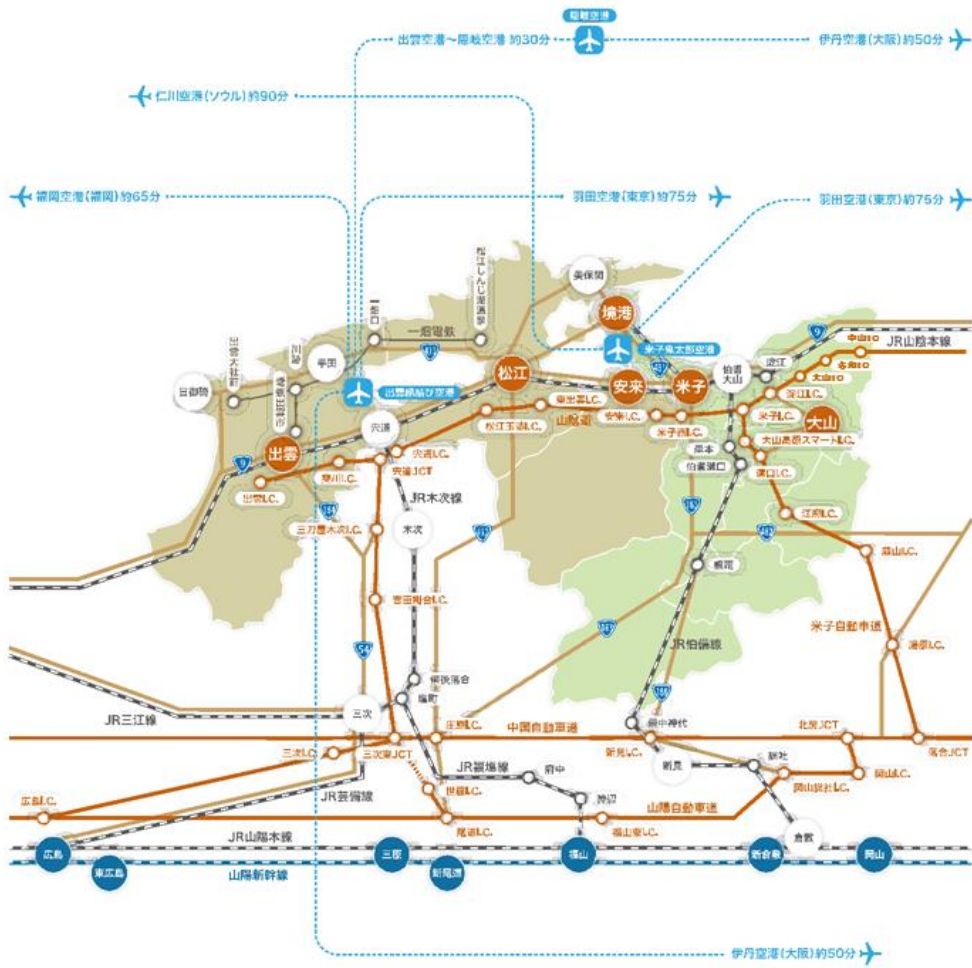


図-12 圏域の交通ネットワーク
 (出典) 中海・宍道湖・大山圏域振興ビジョンを一部加工

Ⅲ 基本的な考え方

1. 国土強靱化の目標

(1) 国土強靱化の基本理念

本地域の国土強靱化は、いかなる自然災害が起こっても、機能不全に陥る事が避けられるような「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域・経済社会を構築し、地域活性化と持続的な成長にも繋がる取組みにより「持続可能で強靱な地域づくり」を推進するものである。

(2) 基本目標

人口減少等の本地域が抱える切迫する次の課題の中で、上記の基本理念の下に4つの目標による国土強靱化を実現しようとするものである。

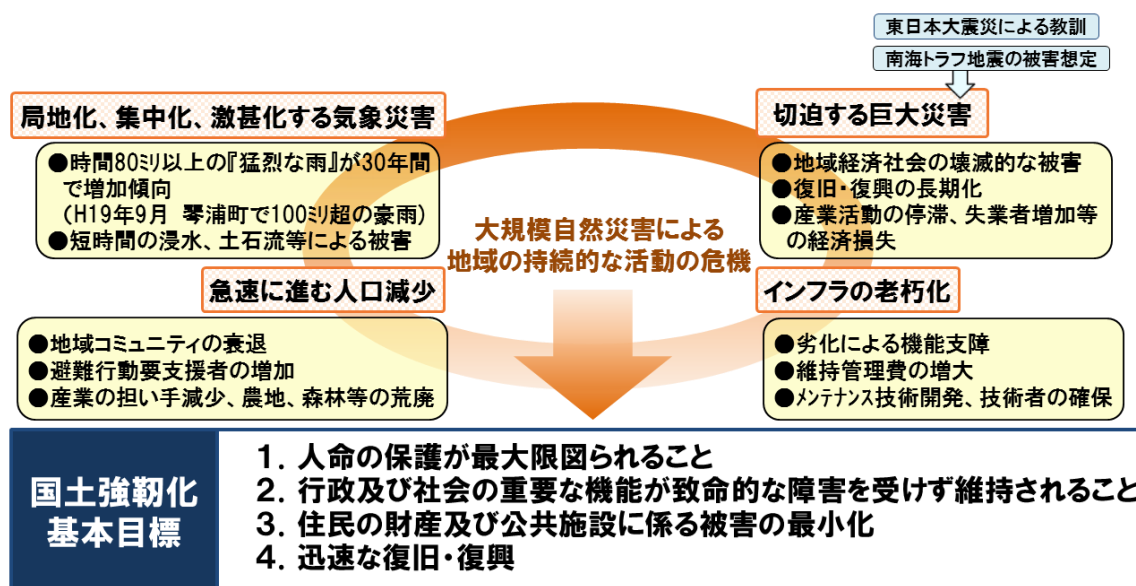
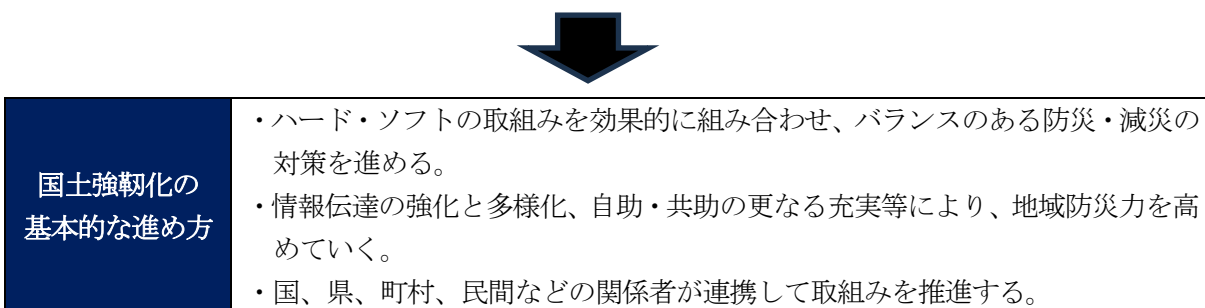


図-13 本地域が抱える課題と国土強靱化の基本目標



(3) 事前に備えるべき目標

前記の基本目標を実現するための社会経済システムを構築する上で必要となる要件として、大規模自然災害の発生直後からの復旧・復興プロセスまでの時間軸を考慮しながら、次の8つの「事前に備えるべき目標」を設定した。これらの目標は、国土強靱化基本計画と整合したものとした。

[事前に備えるべき目標]

① 直接死を最大限防ぐ(人命の保護)	・大規模自然災害が発生したときでも、直接死を最大限防ぐ
② 救助・救援、医療活動の迅速な対応、被災者等の健康・避難生活環境の確保による関連死の防止	・大規模自然災害発生直後から、救助・救援、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することで関連死の発生を防ぐ
③ 行政機能の確保	・大規模自然災害発生直後から、必要不可欠な行政機能は確保する
④ 情報通信機能の確保	・大規模自然災害発生直後から、必要不可欠な情報通信機能は確保する
⑤ 地域経済活動の維持	・大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない
⑥ ライフラインの確保及び早期復旧	・大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
⑦ 二次災害の防止	・制御不能な二次災害を発生させない
⑧ 迅速な復旧・従前より強靱な姿での復興	・大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿での再建・回復できる条件を整備する

[8つの目標の時間軸上の整理]

災害発生時	災害発生直後	復旧	復興
1 直接死を最大限防ぐ(人命の保護)			
	2. 救助・救援、医療活動の迅速な対応、被災者等の健康・避難生活環境の確保による関連死の防止		
	3. 行政機能の確保		
	4. 情報通信機能の確保		
	5. 地域経済活動の維持		
	6. ライフラインの確保及び早期復旧		
		7. 二次災害の防止	
			8. 迅速な復旧・従前より強靱な姿での復興

(4) 国土強靱化を進める上での留意事項

本地域における人口減少、交通・物流のミッシングリンク等の特性・課題を踏まえ、国土強靱化に向けた取組みを進めるうえで、留意する事項を以下に示す。

① 地方創生と連携した相乗効果によるSDGsの推進

人口減少は、様々な観点から脆弱性評価に影響を与えるものであり、国土強靱化と地

方創生の取組みは、施策の効果が平時・有事のいずれを主な対象としているかの点で相違はあるものの、双方とも、持続的で活力ある地域づくりを進める「持続可能な地域社会の実現」という共通の目的を有するものである。このため、各町村の地方創生計画と国土強靱化地域計画が調和した計画となり、相乗効果を発揮しながら「持続可能で強靱な地域づくり」を推進し、SDGsの実現に向けて取組みを推進する必要がある。

② ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ

大規模自然災害に対して、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、重点化を図りながら防災・減災対策を進める必要がある。また、発災後の迅速な初動対応や避難生活の環境改善、災害現場を担う建設業従事者や保健・医療・福祉支援者の負担軽減を図る必要がある。

③ 既存社会資本の有効活用による施策推進

これからのインフラ整備は、加速するインフラ老朽化、大規模自然災害の発生、社会的変化に伴う地域の実情などに対応しつつ、これまでに蓄えた既存ストックを最大限に活用しながら推進する必要がある。しかし、インフラの機能維持のための老朽化対策には、維持管理費や更新費等の莫大な予算が必要となることが懸念される。したがって、引き続き、各インフラ長寿命化計画に基づき、計画的なストックの維持管理・更新を進めるとともに、メンテナンスのための新技術の開発・実装やメンテナンスを行う技術者の育成・確保も合わせて促進する必要がある。

④ 人材育成と官民連携等による効率的・効果的な施策推進

地域づくりは、地方公共団体のみならず、民間事業者、大学・研究機関、NPO、住民等多様な主体の参画の下に行われるべきものである。

特に、民間の資金、技術、ノウハウを活用して行われるPPP/PFI等は、施策を効率的・効果的に実施できるとともに、民間のビジネス機会の拡大にも繋がる。社会的ニーズ及び技術シーズを見据え、大学・研究機関等と協力を図りながら、技術開発を含めた技術施策を推進する必要がある。

また、各地域における防災や産業の担い手の育成・確保を進め、官と民が適切に連携及び役割分担して施策推進に取り組む必要がある。

⑤ Society5.0社会の技術の活用と国土強靱化のイノベーション

人口減少社会やポストコロナ時代の「新たな日常」において国土強靱化の推進を支えていくため、インフラ、防災・減災分野において、Society5.0時代の超スマート社会の実現を目指す。特に、デジタルトランスフォーメーション(DX)の流れを踏まえ、先端技術(AI、IoTなど)を活用していく必要がある。併せてAI、IoT技術を扱う人材を育成していく必要がある。

⑥ KPIによる定量的な施策評価とPDCAサイクルによるマネジメント

本計画は、本地域の自然災害に対する政策評価を備えた強靱化システムとして構築しなければならない。したがって、各町村の関係部局のみならず、県や民間企業、住民との連携を図りながら作り上げるシステムを構築する必要がある。

また、持続可能な社会経済の成長に向け、KPI（重要業績指標）による定量的な評価に基づいて、PDCAサイクルとして概ね5年毎に本計画を見直し、強靱化システムの最適化を図っていくものとする。



IV リスクシナリオの設定

1. 想定する大規模自然災害

(1) 対象とする大規模自然災害

本計画の策定に当たり、想定する大規模自然災害は以下の方針とする。

- ◆ 国土強靱化基本計画と同様、大規模自然災害を対象とする。
⇒ 原子力事故やテロ等、自然災害以外のリスクは対象外
- ◆ 県内で発生しうるあらゆる大規模自然災害を想定する。
- ◆ 国全体の強靱化への貢献という観点から、周辺地域の支援が必要となる南海トラフ地震など、県外における大規模自然災害も対象とする。

(2) 想定する大規模自然災害の特定

県内及び県外で想定される大規模自然災害リスクを以下のとおりに特定する。

て想定する大規模自然災害リスク

大規模災害	大規模自然災害による起きてはならない事象	想定するリスク
① 地震	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅等の倒壊や火災による死傷者の発生 ・ 住宅密集市街地における火災の延焼 ・ インフラ機能停止による避難、復旧の難航 ・ 文化財の被災、修復の難航 	鳥取県地震防災調査研究委員会が設定した断層による最大規模の地震動 ●参考とする過去の事象 ・ 昭和18年鳥取地震 ・ 平成12年鳥取県西部地震 ・ 平成28年熊本地震 ・ 平成28年鳥取県中部地震 ・ 令和6年能登半島地震 ●対応等 ・ 避難行動等による減災対策（ソフト） ・ インフラ、防災拠点、住宅等の耐震化による防災対策（ハード）
② 津波	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物の倒壊・流出等による死傷者の発生 ・ 広範囲な浸水による都市機能の停止 ・ 流出がれき等の散乱堆積による復旧長期化 	平成30年3月に鳥取県が公表した「津波浸水想定」の対象となる津波 ●参考とする過去の事象 ・ 平成23年東日本大震災 ・ 平成26年国提示の津波断層モデルによる解析と被

		<p>害想定</p> <p>●対応等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その地点の最大規模の津波 ⇒避難行動等による減災対策（ソフト） ・最大規模の津波より発生頻度が高く、津波高の低いもの ⇒海岸施設整備等による防災対策（ハード）
③ 豪雨・ 暴風雨	<ul style="list-style-type: none"> ・豪雨による河川の氾濫による死傷者の発生 ・低平地の排水機能停止による長期間の冠水による経済活動の停滞 	<p>これまでの気象統計に基づいて想定し得る最大規模の豪雨</p> <p>●参考とする過去の事象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和62年台風19号（県中部） ・平成23年台風12号（県西部） ・平成28年台風10号豪雨 ・平成29年7月九州北部豪雨 ・平成30年7月豪雨 ・平成30年台風24号 ・令和元年8月（佐賀豪雨） ・令和元年台風15号（令和元年房総半島台風） ・令和元年台風19号（令和元年東日本台風） ・令和2年7月豪雨 ・令和2年9月豪雨 ・令和3年7・8月豪雨 ・令和5年台風7号 ・令和6年奥能登豪雨 <p>●対応等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川整備の計画規模を超える豪雨 ⇒ハザードマップや降雨、河川水位等に基づく避難行動等による減災対策（ソフト） ・河川整備の計画規模を超える豪雨 ⇒河川整備によるはん濫防止等の防災対策（ハード） <p>※流域治水への転換を推進</p>
④ 土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> ・土石流、がけ崩れ等による死傷者の発生、住宅の倒壊 ・交通物流の寸断による孤立集落の発生 	<p>時間80ミリ以上の『猛烈な雨』等を伴う短期的・局地的豪雨</p> <p>●参考とする過去の事象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和62年台風19号（県中部） ・平成19年豪雨（若桜町、琴浦町） ・平成28年台風10号豪雨 ・平成29年7月九州北部豪雨 ・平成30年7月豪雨 ・平成30年台風24号 ・令和元年台風19号（令和元年東日本台風） ・令和2年9月豪雨 ・令和3年7・8月豪雨 ・令和5年台風7号 <p>●対応等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップや降雨等に基づく警戒避難行動、土砂災害防止法に基づく土地利用規制等による減災対策（ソフト） ・土砂災害防止施設整備による「がけ崩れ」「土石流」「地すべり」の防止（ハード）

⑤ 豪雪・ 暴風雪	<ul style="list-style-type: none"> ・なだれや建物倒壊による死傷者の発生 ・幹線の物流寸断による経済活動の停滞 ・積雪による迂回路がない集落の孤立化 	<ul style="list-style-type: none"> ●参考とする過去の事象 <ul style="list-style-type: none"> ・昭和59年豪雪 ・平成23年豪雪 ・平成29年豪雪 ・令和2年12月豪雪 ・令和5年1月豪雪 ●過去の事象を踏まえた方向等 <ul style="list-style-type: none"> ・積雪状況に応じた避難行動、倒木・電柱倒壊時における中電・NTT等の連携強化等（ソフト） ・交通・物流ネットワーク確保のための関係機関が連携した除雪（ハード）
⑥ 渇水	<ul style="list-style-type: none"> ・渇水による用水供給の停止 	<ul style="list-style-type: none"> ●参考とする過去の事象 <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年～令和7年間の日野川流域渇水に伴う取水制限 ・令和元年8月殿ダム渇水に伴う取水制限 ●対応等 <ul style="list-style-type: none"> ・関係者による情報共有による取水制限、代替水源としての地下水活用等（ソフト） ・上水道、工業用水道の耐震化及び農業水利施設の保全整備等（ハード）
⑦ 林野火災	<ul style="list-style-type: none"> ・林野火災による森林の荒廃 ・火災による周辺への被害 	<ul style="list-style-type: none"> ●参考とする過去の事象 <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年岩手県大船渡市林野火災 ・令和8年岩手県大槌町林野火災 ●対応等 <ul style="list-style-type: none"> ・県、消防局と連携してホームページや広報誌、ポスター等による林野火災防止に関する注意喚起等の啓発活動 ・林野火災を想定した訓練の実施 ・簡易水槽等の資機材整備の促進
⑧ 南海トラフ地震	<ul style="list-style-type: none"> ・西日本にわたる広域的な被害 ・多数の死傷者、建物の倒壊流出等、多大な経済損失 ・被災地への復旧支援の遅延 ・太平洋側の社会経済システムのバックアップ機能の喪失 	<p>令和7年3月に中央防災会議が最終報告した地震・波 波規模 （南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ）</p>

2. リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

大規模自然災害に対して、8つの「事前に備えるべき目標」を脅かす「起きてはならない最悪の事態」について設定する。本計画では、県地域計画で設定されている32の「起きてはならない最悪の事態」を参考に、本地域の地理的・地形的特性、気候的特性、社会経済的特性、災害履歴を踏まえ、30のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」を設定する。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（30項目）		災害事象	地域						
				日吉津	大山	南部	伯耆	日南	日野	江府
1 直接死を最大限防ぐ（人命保護）	1-1	建物・交通施設等の倒壊や火災による死傷者の発生（住宅密集地、不特定多数施設を含む）	地震	●	●	●	●	●	●	●
	1-2	津波・高潮による死傷者の発生	津波	●	●	—	—	—	—	—
	1-3	ゲリラ豪雨による市街地の浸水	豪雨	●	●	●	●	●	●	●
	1-4	土砂災害等による死傷者の発生	土砂	—	●	●	●	●	●	●
	1-5	豪雪・暴風雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生	豪雪	●	●	●	●	●	●	●
	1-6	林野火災の延焼により、周辺住家等の被害による死傷者の発生	火災	—	●	●	●	●	●	●
	1-7	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で死傷者の発生	全般	●	●	●	●	●	●	●
2 救助・救援、医療活動の迅速な対応、被災者等の健康・避難生活環境の確保による関連死の防止	2-1	被災地での食料・飲料水等物資供給の長期停止（避難所の運営、帰宅困難者対策を含む）	全般	●	●	●	●	●	●	●
	2-2	長期にわたる孤立集落等の発生（豪雪による孤立等を含む）	全般	—	●	●	●	●	●	●
	2-3	救助・救援活動等の機能停止（絶対的不足、エネルギー供給の途絶）	全般	●	●	●	●	●	●	●
	2-4	保健・医療・福祉機能の麻痺（絶対的不足、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶）	全般	●	●	●	●	●	●	●
	2-5	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	全般	●	●	●	●	●	●	●
3 行政機能の確保	3-1	市町村等行政機関の機能停止	全般	●	●	●	●	●	●	●
4 情報通信機能の確保	4-1	情報通信機能の麻痺・長期停止（電力供給停止、郵便事業停止、テレビ・ラジオ放送の中断等）	全般	●	●	●	●	●	●	●
5 地域経済活動の維持	5-1	地域競争力の低下、県内経済への影響（サプライチェーンの寸断、エネルギー供給の停止、金融サービス機能の停止、重要産業施設の損壊等）	全般	●	●	●	●	●	●	●
	5-2	交通インフラネットワークの機能停止	全般	●	●	●	●	●	●	●
	5-3	食料等の安定供給の停滞	全般	●	●	●	●	●	●	●
	5-4	異常豪水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	全般	●	●	●	●	●	●	●
6 ライフラインの確保及び早期復旧	6-1	電力供給ネットワーク等機能停止（発電所、送配電施設、石油、ガスサプライチェーン等）	全般	—	●	●	—	●	—	—
	6-2	上下水道・工業用水等の長時間にわたる供給・機能停止（用水供給の途絶、汚水流出対策含む）	全般	●	●	●	●	●	●	●
	6-3	地域交通ネットワークが分断する事態（豪雪による分断を含む）	全般	●	●	●	●	●	●	●
7 二次災害の防止	7-1	大規模火災や広域複合災害の発生	地震	●	●	●	●	●	●	●
	7-2	ため池、ダム等の損傷・機能不全による二次災害の発生（農地・森林等の荒廃による被害を含む）	地震 豪雨	●	●	●	●	●	●	●
	7-3	有害物質の大規模拡散・流出	全般	●	●	●	●	●	●	●
	7-4	風評被害等による県内経済等への甚大な影響	全般	●	●	●	●	●	●	●
8 迅速な復旧・従前より強靱な姿での復興	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	全般	●	●	●	●	●	●	●
	8-2	復旧・復興を担う人材等の不足や自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等による復旧・復興が大幅に遅れる事態	全般	●	●	●	●	●	●	●
	8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	全般	●	●	●	●	●	●	●
	8-4	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	全般	●	●	●	●	●	●	●
	8-5	長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	津波 豪雨	●	●	●	●	●	●	●

30の「起きてはならない最悪の事態」それぞれに対する「被害の様相」を以下に示す。

基本目標	事前に備えるべき目標	災害事象	被害の様相
I. 人命の保護が最大限図られる II. 地域及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される III. 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 IV. 迅速な復旧復興	1. 直接死を最大限防ぐ(人命保護)	地震	1-1 地震による住宅等の倒壊や火災による死傷者の発生 住宅密集都市街地における火災の延焼
		津波	1-2 津波による死傷者の発生や建物の倒壊・流出
		豪雨	1-3 ゲリラ豪雨等による河川氾濫や排水機能停止による浸水被害
		土砂	1-4 土石流、崖くずれ、地すべりに伴う死傷者の発生、住宅の倒壊
		豪雪	1-5 なだれや建物倒壊に伴う死者数の発生 交通麻痺や孤立集落の発生
		火災	1-6 林野火災の延焼により、周辺住家等の被害による死傷者の発生
		全般	1-7 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で死傷者の発生
	2. 救助・救援、医療活動の迅速な対応、被災者等の健康・避難生活環境の確保による関連死の防止	全般	2-1 物資供給ルートの途絶による支援物資の供給停止
		全般	2-2 道路寸断に伴う孤立集落の発生
		全般	2-3 救助・救援車両への燃料供給の途絶に伴う活動停止
		全般	2-4 停電による保健・医療・福祉機関等の機能停止
		全般	2-5 避難所における被災者の健康状態の悪化、疫病・感染症の発生と拡大
	3. 行政機能の確保	全般	3-1 職員の参集困難に伴う初動対応の低下、市町村行政機能の停止
	4. 情報通信機能の確保	全般	4-1 停電や施設被害による情報通信機能の停止
	5. 地域経済活動の維持	全般	5-1 被災企業における業務の停止 サプライチェーンの構成企業間における業務継続困難
		全般	5-2 交通インフラの被災による物流の途絶
		全般	5-3 物流の途絶による食料品等の供給不足
		全般	5-4 異常湧水による用水供給の停止
	6. ライフラインの確保及び早期復旧	全般	6-1 発電所の被災や送電線の分断などによる電力供給の停止
		全般	6-2 上水道施設の被災による用水供給の停止 下水道施設の被災によるトイレ使用不可、衛生環境の悪化
		全般	6-3 交通関連施設被害による交通ネットワークの分断
	7. 二次災害の防止	地震	7-1 延燃拡大による市街地の大規模火災の発生 沿道建築物の倒壊による道路閉鎖とそれに伴う交通支障の発生
		地震 豪雨	7-2 ダム等の決壊による下流域への被害の発生
		全般	7-3 有害物質の拡散・流出による被害の発生
		全般	7-4 農業や観光に影響を及ぼす風評被害の発生
	8. 迅速な復旧・従前より強靱な姿での復興	全般	8-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の遅れ
		全般	8-2 建設業関連など人材の不足や自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等による復旧・復興の遅れ
		全般	8-3 貴重な文化財等の喪失 長期避難生活による地域コミュニティの崩壊
全般		8-4 緊急輸送道路の損壊等による復旧・復興活動の遅れ	
津波 豪雨		8-5 液状化や地盤沈下の場所に津波の襲来による長期間の浸水	

【国土強靱化基本計画（令和5年7月）によるリスクシナリオの見直し】

国土強靱化基本計画（令和5年7月）の改定において、近年の自然災害の教訓や社会情勢の変化、気候変動等を踏まえ、「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」が再整理されている。また、これらを基本とした、国土強靱化年次計画が公表されている。

本地域の第2期計画では、県地域計画との整合に配慮し、県に準拠したリスクシナリオの構成及び施策プログラムの重点化で見直しを行っているが、今後の改定において、関連する県地域計画の改定状況を踏まえ、内容の整合を図っていく。

3. 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態」に陥らないために必要な多数の施策を念頭に、これらが属するものとして「個別施策分野」を設定する。また、各目的の早期の実現、多面的な視点からのアプローチを図るため、施策同士を効率的・効果的に組み合わせるため、「横断的分野」を設定する。

なお、横断的分野は、持続的な社会経済システムの構築に向け、共助社会の実現、社会インフラの老朽化、新産業分野の開発に備えたもののほか、「輝く鳥取創造総合戦略」で示されている目標に向けた「人口減少対策」、国の基本計画に追加された「人材育成」、「官民連携」及び「デジタル活用」も加えて設定した。

【個別施策分野】

- ①行政機能分野（行政機能/警察・消防等）
- ②住環境分野（住宅・都市、環境）
- ③保健医療・福祉分野
- ④産業分野（エネルギー、金融、情報通信、産業構造、農林水産）
- ⑤国土保全・交通分野（交通・物流、国土保全、土地利用）

【横断的分野】

- ①リスクコミュニケーション分野
- ②老朽化対策分野
- ③研究開発分野
- ④人口減少対策分野
- ⑤人材育成分野
- ⑥官民連携分野
- ⑦デジタル活用分野

V 脆弱性評価

1. 脆弱性評価の考え方

(1) 脆弱性評価の意義

大規模自然災害等に対する脆弱性を評価することは、本地域の強靱化に関する施策を策定し、推進する上での必要不可欠なプロセスである。

※基本法第九条第五項

「国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価を行うこと」

本地域の脆弱性を評価することにより、以下を把握することができる。

① 脆弱性を知る

脆弱性評価により、大規模自然災害に対して現状のどこに問題があるのか、どこが弱点となっているのかなど、地域における脆弱性を分野横断的、総合的に改めて分析・検討することにより、国土強靱化地域計画の策定主体がなすべき取組みと当該策定主体のみでは困難な取組み等が明らかになり、地域の強靱化を推進すべき策定主体等との間で、危機感と取組みの必要性を共有することができる。

② 重点化・優先順位を明らかにする

脆弱性評価の結果を踏まえながら、地域特性に応じた影響の大きさや緊急度並びに現在、有している資源等を考慮して、より客観的な形で重点化・優先順位付けを行い、明らかにすることとなる。

なお、各施策の優先順位の考え方は、以下の要素を総合的に勘案する。

- 即効性・波及効果
- 実現の可能性
- 費用対効果
- 公平性・持続可能性
- 客観的根拠の有無

③ 自助・共助・公助の適切な役割分担と連携を認識する

町村と県、民間事業者、地域住民等も参画して計画を策定することにより、それぞれの主体が自助・共助・公助の適切な役割分担と連携の重要性を認識し、その共有を通じて事前防災及び減災のための取組みを一体的に推進できる。

(2) 脆弱性評価の流れ

脆弱性評価は以下に示すフローにより実施する。なお、【STEP2】、【STEP3】は前述した「計画策定の流れ」で示したものである。

STEP 2 「最悪の事態」・施策分野の設定

1 想定する大規模自然災害の抽出

【県内】地震、津波、豪雨、暴風雨、土砂災害、豪雪、暴風雪、竜巻
【県外】南海トラフ地震

2 「起きてはならない最悪の事態」の設定

8つの「備えるべき目標」を損なう30のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」を設定する。

3 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態」に陥らないための取組み分野として、「個別施策分野」と「横断的分野」を設定する。

●個別施策分野

- ①行政機能分野
- ②住環境分野
- ③保健医療・福祉分野
- ④産業分野
- ⑤国土保全・交通分野

●横断的分野

- ①リスクコミュニケーション分野
- ②老朽化対策分野
- ③研究開発分野
- ④人口減少対策分野
- ⑤人材育成分野
- ⑥官民連携分野
- ⑦デジタル活成分野



STEP 3 脆弱性の評価、課題検討

4 現行施策の評価と課題の抽出

現状調査

「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、県等が実施している取組みを調査・整理し、進捗状況を示す指標を選定する。

現状分析

県等の取組みについて、現状の進捗状況や達成度を把握し、現状分析を行い、課題を抽出する。

脆弱性評価まとめ

30の「起きてはならない最悪の事態」、「横断的分野」毎に課題の取りまとめを行い、重要業績指標（KPI）の現況値を把握する。

図—12 脆弱性評価の流れ

2. 現行施策の評価

施策の評価は、前述した【STEP1】の基本目標を実現するための社会経済システムを構築する上で必要となる要件としての8つの事前に備えるべき目標と、【STEP2】の「起きてはならない最悪の事態」に基づき、本地域の脆弱性を評価するものであり、「起きてはならない最悪の事態」に対して、設定した施策分野における取組み状況を把握して弱点を洗い出し、課題を抽出するものである。

なお、限られた資源で効率的・効果的に強靱化を進める観点から、特定の施策分野に偏っていないかという点や施策分野の間で連携して取り組むべき施策が存在しないかなどの点を確認する必要がある。

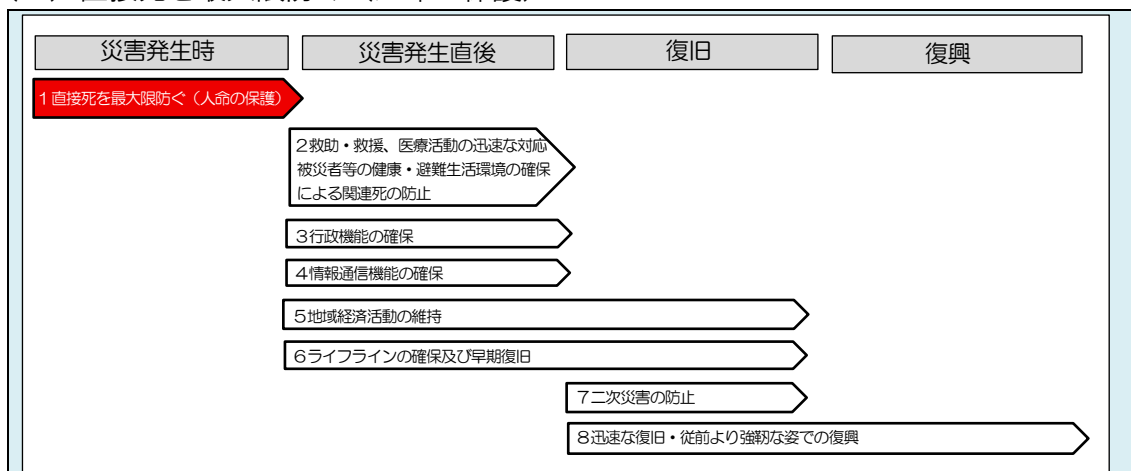
前章で設定した30の「起きてはならない最悪の事態」毎に、事態回避に資する現行施策を抽出し、その対応について、脆弱性評価を実施した。その結果を〔別紙1 脆弱性評価結果〕に示す。災害が発生した場合、災害発生時、発生直後、復旧、復興の時間的な流れを持っており、8つの「事前に備えるべき目標」は、以下のような時間軸に該当する。

災害発生時	災害発生直後	復旧	復興
1. 直接死を最大限防ぐ(人命の保護)			
	2. 救助・救護、医療活動の迅速な対応、被災者等の健康・避難生活環境の確保による関連死の防止		
	3. 行政機能の確保		
	4. 情報通信機能の確保		
	5. 地域経済活動の維持		
	6. ライフラインの確保及び早期復旧		
		7. 二次災害の防止	
			8. 迅速な復旧・従前より強靱な姿での復興

上記を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」毎に、脆弱性評価結果の概要を以下にまとめる。

なお、脆弱性評価においては、7町村を広域の自治体としてとらえ共通の項目で評価を実施しており、〔別紙1 脆弱性評価結果〕の重要業績指標の数値は、7町村の現況値のうち最低値と最高値を記載している。また、施策分野間の連携を図るために横断的分野を設定し、国土強靱化の関連が深いものを抽出して施策を設定し、相乗効果を高めながら進めていく。

(1) 直接死を最大限防ぐ(人命の保護)



(起きてはならない被害様相が発生する要因)

起きてはならない被害様相	事態が発生する主な要因
1-1 地震による住宅等の倒壊や火災による死傷者の発生、住宅密集市街地における火災の延焼	・耐震基準を満たさない建物・施設等の存在 等
1-2 津波による死傷者の発生や建物の倒壊・流出	・津波に係る情報提供の遅延・避難行動の遅れ 等
1-3 ゲリラ豪雨等による河川氾濫や排水機能停止による浸水被害	・河川が未整備、堤防の脆弱性 ・避難行動の遅れ
1-4 土石流、崖くずれ、地すべりに伴う死傷者の発生、住宅の倒壊	・猛烈な雨、施設整備の遅れ、避難行動の遅れ
1-5 なだれや建物倒壊に伴う死傷者の発生 交通麻痺や孤立集落の発生	・情報提供や初動体制の遅れ ・除雪難航や倒木等による交通・物流の寸断
1-6 林野火災の延焼により、周辺住家等の被害による死傷者の発生	・消火活動の難航 ・林野火災時の水利不足
1-7 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等での死傷者の発生	・情報提供や初動体制の遅れ ・分かりにくい防災情報

(脆弱性評価)

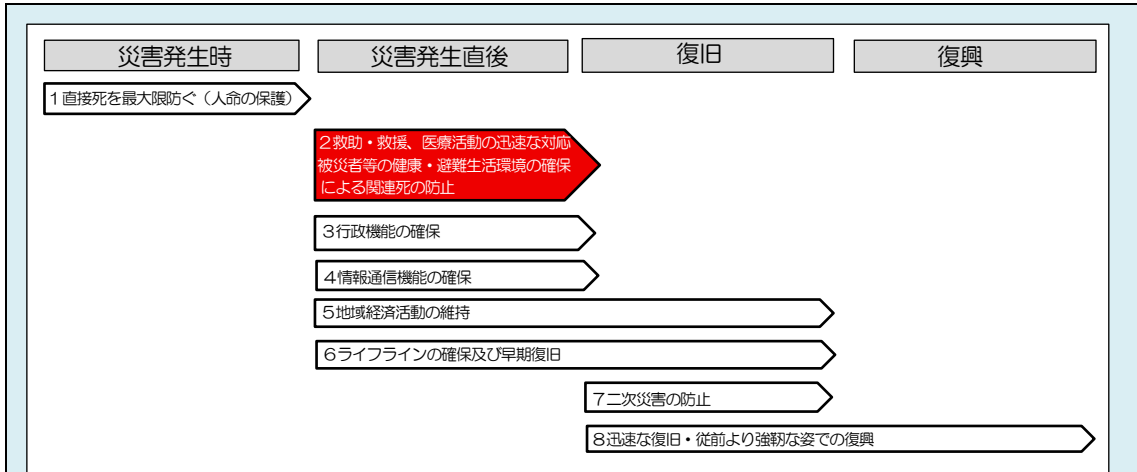
- 官庁建築物の耐震化は着実に進められているが、特定天井等の非構造部材の定期点検及び耐震対策を推進する必要がある。
- 民間の住宅、病院・店舗・旅館等の不特定多数が利用する建築物、老人ホーム等の避難行動要支援者が利用する建築物の耐震化の促進を図る必要がある。また、耐震診断及び耐震改修の経済的負担が大きいことから、きめ細やかな対策を行う必要がある。
- 防災拠点等施設や土木インフラの耐震化と老朽化対策を進める必要がある。
- 空き家所有者に対する建物の適正管理や災害発生時の被害リスク等の周知、所有者不明空き家に対する所有者調査の迅速化等について、専門家等を交えた検討を進める必要がある。
- 地震、津波が想定される町村において、住民が的確な避難行動が取れるように、津波ハザードマップの作成や警戒避難体制の構築などソフト対策を進める必要がある。
- 洪水・土砂災害対策のハード対策の着実な進捗を図るとともに、住民が適時かつ迅速に避難できるよう、わかりやすい防災情報・河川情報の提供強化、避難情報発令のための町村長への支援、地域防災力(建設業協会と連携した水防体制の構築、タイムラインの作成)の強化を推進する必要がある。また、浸水(洪水、内水)ハザードマップ作成や浸水表示板設置、裏山診断、防災教育等により、地域住民の防災意識を向上させる必要がある。
- 河川のバックウォーター対策として、河川整備を推進する必要がある。また、短期対策として樹木伐採・河道掘削、河川堤防強化対策(堤防舗装等)を推進する必要がある。
- 気候変動による豪雨の頻発化・激甚化に備え、流域治水への転換やグリーンインフラの活用を推進する必要がある。
- 上流ダムの緊急放流等による河川の氾濫被害を防ぐため、ダムの事前放流等の取組みを推進するとともに、避難情報等の早期発出かつ確実な伝達を行う体制の構築、ダム下流の浸水想定区域図の作成・公表による浸水リスクの住民周知、避難訓練による住民避難体制の構築を推進する必要がある。
- 災害発生時の緊急対応を強化するため、傷害保険の規定を追加するなど災害時応援協定の充実を図る必要がある。
- 避難行動を円滑に行うため、避難路となる道路の防災・減災対策や機能強化を図るとともに孤立集落の発生を防止する必要がある。
- 除雪を確実にするための除雪機械の充実や民間委託を含めた除雪体制の強化が必要である。また、除雪に

よる倒木や電柱等の倒壊による孤立集落が発生した場合に孤立状態の早期解消を図るため、道路啓開体制の確保や危険木の事前伐採の協議を行うなど、災害時における中電及び NTT 等との連携及び連絡体制の確認を行う必要がある。

○林野火災の発生抑制と被害軽減のため、予防啓発の徹底とともに、消防・水利・通信体制及び関係機関との連携した初動対応力を強化する必要がある。

○外国人観光客を含む要配慮者の迅速な情報伝達や、避難誘導の体制を確立するとともに、ホテル・旅館、観光地などの観光関連施設における防災対策が必要である。また、各種自然災害に備え、関係機関が連携した防災・避難訓練を実施する必要がある。

(2) 救助・救援、医療活動の迅速な対応、被災者等の健康・避難生活環境の確保による関連死の防止



(起きてはならない被害様相が発生する要因)

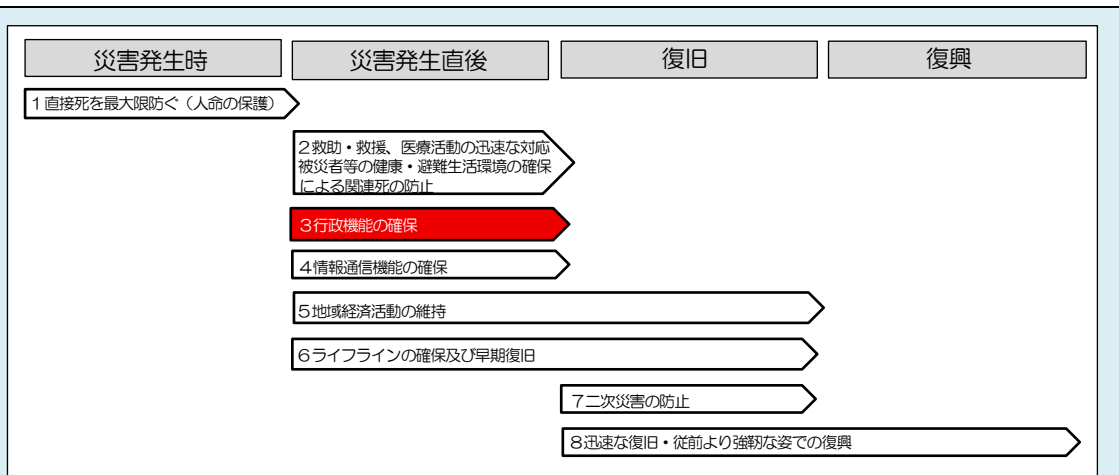
起きてはならない被害様相	事態が発生する主な要因
2-1 物資供給ルートの途絶による支援物資の供給停止	・被害者の増大による相対的供給不足 ・救助・救援要員の不足
2-2 道路寸断に伴う孤立集落の発生	・供給ルート途絶
2-3 救助・救援車両への燃料供給の途絶に伴う活動停止	・救助・救援要員、資機材の不足 ・エネルギー供給の途絶
2-4 停電による保健・医療・福祉機関等の機能停止	・消防等の施設の被災による活動等の困難 ・停電による医療機関等の機能停止
2-5 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	・劣悪な避難所環境、不十分な健康管理 ・避難所での疫病・感染症の発生・拡大

(脆弱性評価)

- 災害時における物資の適正な備蓄量確保や調達体制の機能強化を行う必要がある。また、既に締結している民間企業との食料調達や生活関連物資調達に係る協定を踏まえ、対応手順等の検討や食糧供給訓練や支援物資輸送訓練等により、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高めていく必要がある。
- 孤立集落発生を防止するための道路の減災・防災対策や機能強化に加え、道路が被災した場合においても道路ネットワークの代替性の強化を図る必要がある。また、降雪や台風等による倒木や電柱等の倒壊により孤立集落が発生した場合に、孤立状態の早期解消を図るため、道路啓開体制の確保や危険木の事前伐採の協議を行うなど、災害時における中電及び NTT 等との連携及び連絡体制の確認を行う必要がある。
- 孤立発生時に孤立集落と連絡がとれるよう、災害時でも使用可能な通信手段を確保するとともに、孤立が長期化する場合を想定して食料等の備蓄の充実化が必要である。
- 孤立発生時に救助等の対応が適切に実施できるよう、孤立予想集落をあらかじめ特定するとともに、応急対策を行う上で必要となる情報（居住者数、避難場所、アクセス道路等）を把握し、孤立予想集落ごとの対応方針を整理しておく必要がある。
- 活動能力向上のための関係資機材の整備と県等との連携体制の充実を図るとともに、孤立予想集落における連絡通信体制の整備などを行う必要がある。また、西部圏域の緊急消防援助隊や消防防災ヘリの活動拠点において、必要な施設整備・資機材整備を進める必要がある。
- 消防団員と自主防災組織の災害対応力強化のための人材育成、装備資機材等の充実・強化、消防局の消防車両等資機材整備など、機能強化を図る必要がある。

- 災害に対する強靱性の向上につながる再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギー設備に関する整備等を支援する必要がある。また、孤立集落の解消等に向けた効率的な活動を確保するため、通信基盤・施設の堅牢化・高度化を図る必要がある。
- 災害直後からの医療機関、福祉施設の業務継続を図るため、業務継続計画（BCP）等の策定を推進する必要がある。
- 災害発生時の医療体制を確立するため、災害医療に携わる人材の確保が必要である。また、広域かつ大規模な災害の場合、大量に発生する負傷者に対して、地域の医療機関の活用も含めた適切な医療機能のあり方について、官民で検討する必要がある。
- 車中泊等によりエコノミークラス症候群の発症が懸念されるため、防止対策の強化を図る必要がある。また、被災後の精神疾患に伴う自殺や急性心筋梗塞などの災害関連死が懸念されることから十分なケアができる体制を構築する必要がある。
- 災害時における新型コロナウイルス等感染症への対応のため、避難所における飛沫感染防止対策、マスク・消毒液等感染症対策に必要な物資の備蓄等を行うとともに、感染症が流行している状況下での適切な避難方法について、県民へ周知、啓発する必要がある。
- 劣悪な避難生活環境の改善を図るため、主な避難所となる学校施設などの改修、整備を行う必要がある。

(3) 行政機能の確保



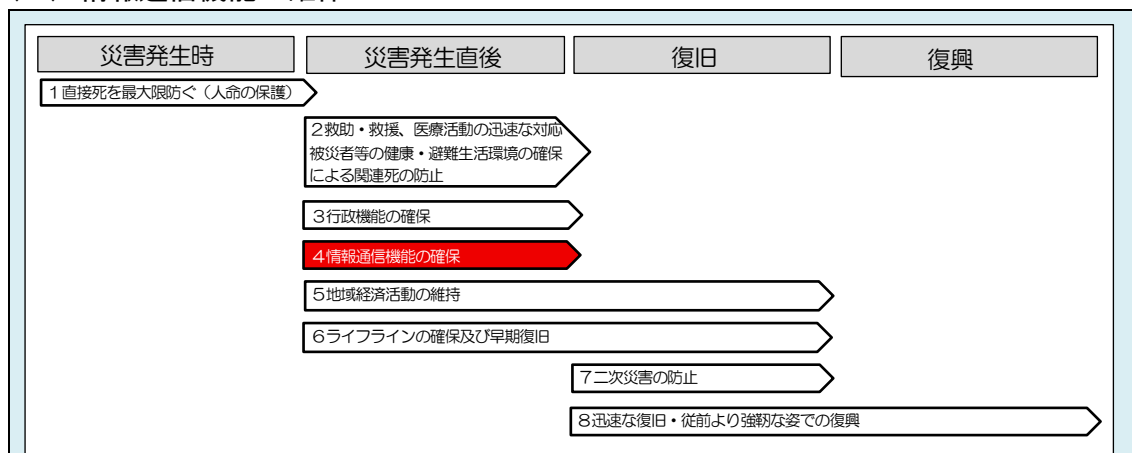
（起きてはならない被害様相が発生する要因）

起きてはならない被害様相	事態が発生する主な要因
3-1 職員の参集困難に伴う初動対応の低下、町村行政機能の停止	・庁舎の損壊や行政機能、防災拠点の機能停止 ・災害時に最低限必要な人員の参集不能

（脆弱性評価）

- 災害発生時における行政機能維持、防災拠点としての機能確保のため、各町村施設等の耐震化、耐災害性（浸水対策、停電対策、防火対策等）の強化、代替施設の整備、通信エネルギーを含む基幹インフラの確保等を推進する必要がある。
- 被災者支援におけるマイナンバーカードの活用等、行政のデジタルトランスフォーメーションの取組みを進める必要がある。
- 鳥取県中部地震や大雪、平成30年7月豪雨など、頻発する大規模災害へ適切に対応できるよう、各行政機関におけるBCPの検証・見直し、実効性確保のための取組みが必要である。
- デジタル技術を活用した情報通信基盤の整備を進める必要がある。

(4) 情報通信機能の確保



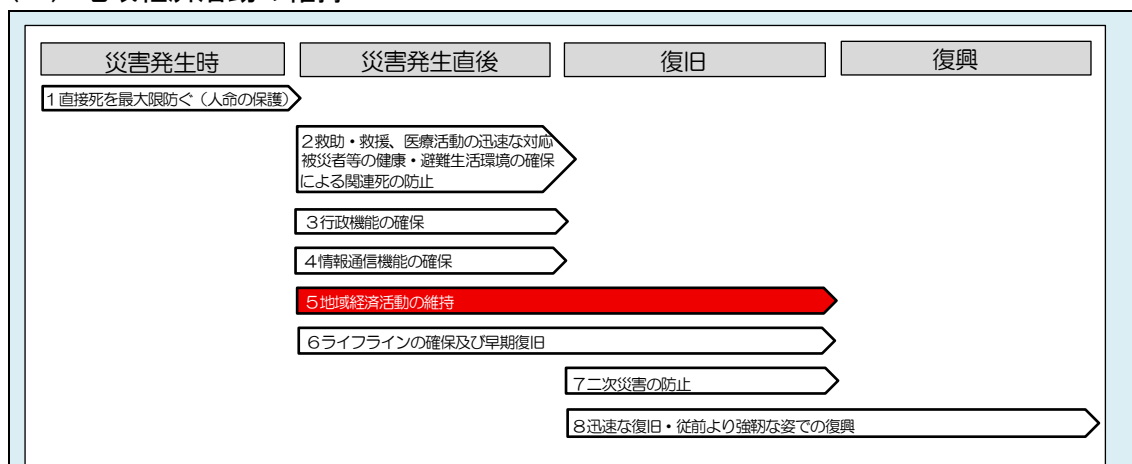
(起きてはならない被害様相が発生する要因)

起きてはならない被害様相	事態が発生する主な要因
4-1 停電や施設被害による情報通信機能の停止	<ul style="list-style-type: none"> 電力供給の途絶 通信設備の被災

(脆弱性評価)

- 通信設備の耐震化や多重化、非常用電源装置、自家発電装置の整備が必要である。
- 情報通信基盤（光ファイバーや5G（第5世代移動通信システム）などの超高速情報通信網）の整備を推進する必要がある。
- 災害時、情報収集の手段としてスマートフォンの活用が多く見受けられることから、長期間の停電が発生するような場合には、スマートフォンの充電対策を検討する必要がある。

(5) 地域経済活動の維持



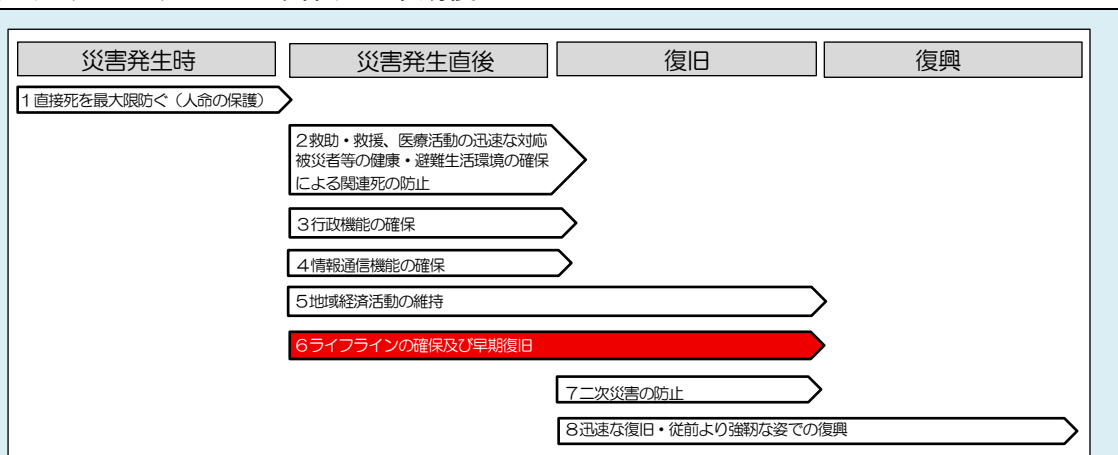
(起きてはならない被害様相が発生する要因)

起きてはならない被害様相	事態が発生する主な要因
5-1 被災企業における業務の停止 サプライチェーンの構成企業間における業務継続困難	<ul style="list-style-type: none"> 工場・事業所等の被災 災害時の対応力の不足等 エネルギー供給源の被災
5-2 交通インフラの被災による物流の途絶	<ul style="list-style-type: none"> 物流ルートの寸断 交通基盤の被災による機能停止 交通の代替性が確保できない状況
5-3 物流の途絶による食料品等の供給不足	<ul style="list-style-type: none"> 生産基盤等の被災
5-4 異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	<ul style="list-style-type: none"> 湧水による供給可能用水の不足 上下水道、農業・工業用水、発電関係、用水関係施設の被災

(脆弱性評価)

- 商工団体と行政機関において災害時に必要となる物資の調達等の支援に関する協定を締結する必要がある。
- 企業 BCP の策定は、災害発生時や新型コロナウイルスを含む新型感染症などの新たなリスク等に対する企業の被害軽減と早期の事業再開の観点から、重要性が高いものであり、地域内企業に対する BCP 策定や平時からの取組みの支援が必要である。また、サプライチェーンを構成する企業の BCP についても促進する必要がある
- 緊急輸送道路とネットワークを形成する町村道の整備を促進する必要がある。
- 食料等の調達体制の機能強化（調達先や調達手段の複数化等）を行う必要がある。
- 円滑な食料供給を維持するため、農道等の防災対策を推進する必要がある。
- 災害に対する強靱性の向上につながる再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギー設備に関する整備等を支援する必要がある。
- 物資輸送ルートについて、道路等の寸断に備え、陸海空の複数の輸送による代替経路（複数輸送ルート及び代替機能）を確保する必要がある。
- 地震による給食センターの機能停止により、長期間学校への給食供給ができなくなることが懸念されるため、給食センターの耐震化を推進するとともに、給食支援体制を構築する必要がある。
- 豪雪による道路機能マヒにより、スーパー・コンビニなど食料品が不足するため、食料品不足における支援体制を検討が必要である。また、道路機能がマヒしないように、速やかな除雪を実施するための体制強化が必要である。
- 災害時における渇水被害の抑制や用水供給を確保するため、管路の老朽化対策や耐震化、長寿命化を含めた維持管理と機能強化、多様な水源利用について検討する必要がある。あわせて、人材やノウハウ、連絡体制の強化等についても進める必要がある。
- 災害時の代替水源として、災害時協力井戸等の地下水活用について検討する必要がある。
- 農業水利施設については、機能保全計画に基づく長寿命化対策を確実に進める必要がある。

(6) ライフラインの確保及び早期復旧



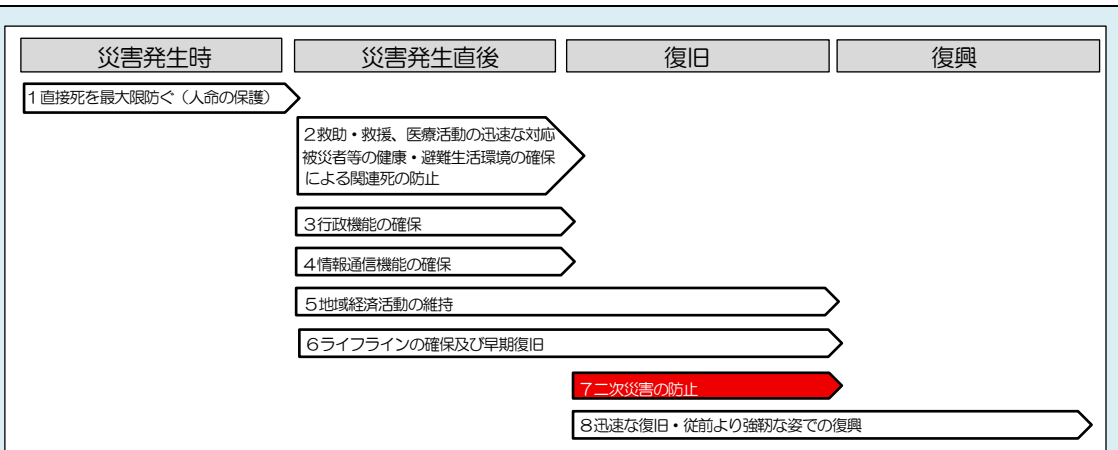
(起きてはならない被害様相が発生する要因)

起きてはならない被害様相	事態が発生する主な要因
6-1 発電所の被災や送電線の分断などによる電力供給の停止	・電力、石油・L P ガス供給施設等の被災
6-2 上水道施設の被災による用水供給の停止 下水道施設の被災によるトイレ使用不可、衛生環境の悪化	・災害時の対応力の不足等 ・上下水道施設の被災 ・耐震改修の遅れ
6-3 交通関連施設被害による交通ネットワークの分断	・供給ルートの途絶 ・豪雪による道路機能麻痺

(脆弱性評価)

- 大地震時においても、各発電所が大きな被害を受けず、短時間で発電再開できるようにする必要がある。また、送電不能となる可能性があるため、送電線の耐震化を検討する必要がある。
- 大地震時に上水道及び下水道機能を確保するため、耐震化を図るとともに、広域における支援体制の整備が必要である。また、避難住民などに対する仮設トイレの供給体制の整備、簡易トイレの備蓄が必要である。
- 豪雪による道路機能麻痺により、長時間にわたり車両の立ち往生の発生が予想されるため、ライブカメラによる道路状況の把握やチェーン早期装着の啓発を行う必要がある。
- 除雪を確実にするための除雪機械の充実やスノーステーションの整備、オペレーターの養成・確保、民間委託を含めた除雪体制の強化が必要である。また、倒木や電柱等の倒壊により交通ネットワークが分断された場合に早期復旧を図るため、災害時における中電及び NTT 等との連携及び連絡体制の確認を行う必要がある。
- 災害発生時の緊急対応を強化するため、傷害保険の規定を追加するなど、災害時応援協定の充実を図る必要がある。
- 重要物流道路、緊急輸送道路の代替路、補完路として町村道整備を促進する必要がある。

(7) 二次災害の防止



(起きてはならない被害様相が発生する要因)

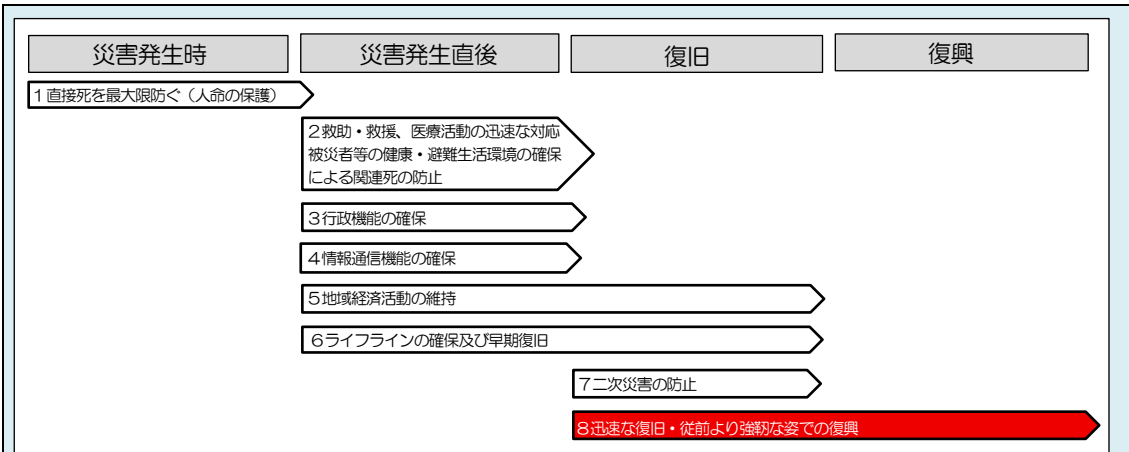
起きてはならない被害様相	事態が発生する主な要因
7-1 延焼拡大による市街地の大規模火災の発生 沿道建築物の倒壊による道路閉塞とそれに伴う交通支障の発生	・ 地域コミュニティの低下 ・ 耐震基準を満たさない建物や施設等の存在
7-2 ダム等の決壊による下流域への被害の発生	・ ため池の劣化及び豪雨・地震耐性の不足等 ・ 農地農林の管理水準の低下 ・ 荒地地等の山地災害発生リスクの増大
7-3 有害物質の拡散・流出による被害の発生	・ 災害時の対応力の不足等
7-4 農業や観光に影響を及ぼす風評被害の発生	

(脆弱性評価)

- 大規模火災の発生に備え、初期消火活動などで有効な、自主防災組織を充実強化することが必要である。また、地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、水道の耐震化等の強化が必要となる。
- 地震後の火災の発生、延焼を防止するため、感震ブレーカーの設置や家具転倒防止対策等を促進する必要がある。
- 人家や公共施設へのリスクが高い防災重点ため池については、劣化及び豪雨・地震耐性評価等に基づく対策を確実に進めるとともに、地域住民等の防災意識を向上させる必要がある。
- 近年、局地的豪雨の発生回数は増加傾向にあり、より効果的なダム操作や、放流時の下流域の住民への周知のあり方について検討する必要がある。特に、身を守る行動について、自らの命は自ら守るという意識を浸透させる取組みが必要である。

- 農地や森林が有する国土保全機能を維持するため、適切な保全管理が行える体制づくりや保全活動に対して、支援する必要がある。
- 流出事故等に対応するため、汚染・有害物質の種類に応じた事故対応マニュアル等により迅速に措置を講ずることとし、関係機関による訓練を通じて対応や体制・装備資機材の整備等を徹底する必要がある。
- 風評被害が発生した場合の対応手順等の検討や訓練等により、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高めていく必要がある。

(8) 迅速な復旧・従前より強靱な姿での復興



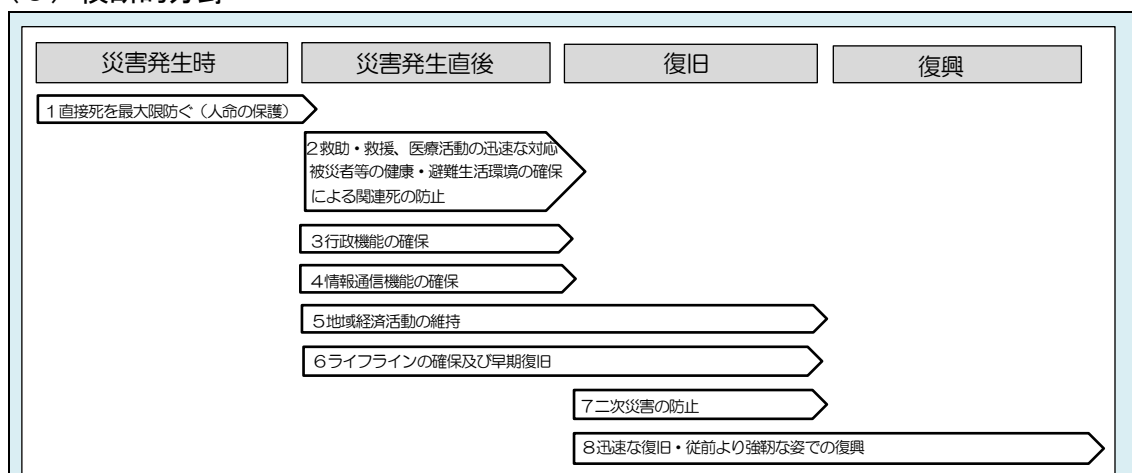
(起きてはならない被害様相が発生する要因)

起きてはならない被害様相	事態が発生する主な要因
8-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の遅れ	・災害時の対応力の不足等
8-2 建設業関連など人材の不足や自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等による復旧・復興の遅れ	・専門家や技術者、技能労働者等の担い手不足 ・事前復興ビジョンや地域合意の欠如
8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、長期避難生活による地域コミュニティの崩壊	・文化財の被災、修復技術の途絶 ・地域コミュニティの低下
8-4 緊急輸送道路の損壊等による復旧・復興活動の遅れ	・緊急輸送道路の機能停止
8-5 液状化や地盤沈下の場所に津波の襲来による長期間の浸水	・災害時の対応力の不足等

(脆弱性評価)

- 町村は、焼却炉の耐震化・自家発電設備設置など災害時対応を含めた施設の更新・最終処分場確保など処理施設の計画的な整備を推進する必要がある。
- 災害廃棄物を処理する町村において、災害の種類、廃棄物の種類と量を想定し、処理が円滑に進むよう災害廃棄物処理計画の策定を進める必要がある。また、災害廃棄物の種類、量に応じ、広域処理のため他都道府県自治体の受入協力に合わせた輸送手段を検討する必要がある。
- 被災した住宅に対して罹災証明の発行が遅れることにより、住宅の修繕等再建工事も遅れるため、罹災証明を早期に発行できるように、対応可能な人材の育成・確保に向けた取組みが必要である。
- 災害が起きたときの自助・共助の円滑化による対応力を向上するには、地域住民全員による防災体制を構築する必要がある。ハザードマップ作成・訓練・防災教育を通じ、地域コミュニティを強化するための支援を充実する必要がある。
- 被災による地域コミュニティ喪失を防ぐため、文化財を保護する必要がある。
- 円滑な復旧・復興を進めるには、地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが重要となるので、調査の進捗を図る必要がある。
- 河川堤防の決壊や河川からの溢水と比較して発生頻度が高く、また浸水被害発生までの時間が比較的短い内水氾濫被害について、ハザードマップ作成や浸水対策を推進する必要がある。
- 避難が広域にわたることを想定した避難体制の整備が必要である。また、住民が洪水時の避難を適時かつ迅速に避難できるよう、分かり易い防災情報の提供強化、的確な避難情報発令判断体制の構築、地域水防力の強化、防災教育の実施等のソフト対策を推進する必要がある。

(9) 横断的分野



（脆弱性評価）

- 施策プログラムの評価の結果、「救助・救援、医療活動の迅速な対応」、「情報通信機能の確保」、「二次災害の防止」、「迅速な復旧・復興」において、対応する分野の偏りや、既往の取組み項目が少なかった。また、インフラ老朽化が顕在化する状況での対策は、各分野で共通する課題となっている。このため、これらプログラムを補完するため、横断的分野を設定する。また、各町村の総合戦略と共通する課題のもとで、国土強靱化と関連が深いものを抽出して施策を設定し、相乗効果を高めながら進めていく必要がある。
- 地域における安全・安心、利便性の確保や住民一人ひとりの防災・危機管理への正しい理解と意識醸成、小さな拠点づくりを通じた地域コミュニティと共助社会の構築に向け、リスクコミュニケーションを高める必要がある。
- 老朽化対策分野において、公共土木施設等の長寿命化や新技術の活用を行い、費用縮減と効率的な社会資本の維持管理・更新を図る必要がある。
- 研究開発分野において、地域の特徴である豊富な森林資源の活用や特産品を活用したオリジナルブランドの商品開発により、地場産業の強化を図る必要がある。
- 観光交流、移住定住の促進、子育て支援、企業誘致等により、人口減少対策を進める必要がある。
- 迅速な復旧・復興、インフラメンテナンス等を担う人材、地域に精通した建設業の技能労働者等の人材、災害時に保健、医療、福祉に携わる人材、防災ボランティア活動の後方支援等をはじめとした地域社会における指導者、リーダーなどの人材確保・育成が必要である。
- 災害対応において、民間事業者や地域の専門家等の有するスキル、ノウハウ、民間事業者の施設・設備や人材、組織体制等の活用に向け、官民連携の強化が必要である。
- 地域防災力向上に向けた、より効率的な災害情報の収集、伝達、インフラの維持管理や施工の高度化、効率化及び効果的な訓練を実施するため、IoTセンサーやVR等を活用したデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進する必要がある。

3. 脆弱性評価の総括

時系列での30の「起きてはならない最悪の事態」を想定し、関連する現行の施策（国、県、民間事業者など町村以外の実施主体による取組みを含む）の進捗状況や課題等を整理し、事態回避に向けた現行施策の対応力について分析・評価を行ったポイントは次のとおりである。

- ① 地震・津波、水害・土砂災害等へのハード・ソフト両面の一層の取組みが必要
 - ・鳥取県内における住宅の耐震化率は約84%である。また、頻発・激甚化する水害・土砂災害に対するリスクが高まる中で、県全体の国管理河川の整備率は約77%、県管理河川の整備率は約47%、土砂災害危険箇所の整備率は約27%であるとともに、建設後50年以上経過するインフラが急増するなど老朽化が加速している。
 - ・老朽化が進むインフラ施設について、予防保全による老朽化対策が必要である。
 - ・地域の災害特性に即し、最新の知見、最近の災害による被害状況を分析し、効果の高いハード整備の重点的な進捗を図るとともに、公共施設等総合管理計画の推進、浸水・内水を対象としたハザードマップの作成や土砂災害警戒情報の的確な提供など、ハード・ソフトの施策を組み合わせる取組みが必要である。また、気候変動による豪雨の頻発化・激甚化に備え、水防対策には流域治水への転換やグリーンインフラの活用を取り入れ、避難対策と連携して取組む必要がある。
 - ・豪雪対策として、除雪体制の強化だけでなく、道路状況の監視やチェーン早期装着の啓発活動などの取組みも合わせて推進する必要がある。また、倒木や電柱倒壊時の道路啓開体制の確保や危険木の事前伐採の協議を行うなど、中電及びNTT等との連携が必要である。
- ② 地域防災力向上や避難行動要支援者等の避難に係る連携強化など自助・共助の充実が必要
 - ・高齢化が進展する中で、消防団とも連携しつつ的確な避難行動や自主防災組織の充実強化など、地域住民の自助・共助、並びに企業・団体による防災教育・防災訓練の実施やBCP（業務継続計画）の作成と推進など事業者の自助・共助を促進し、地域防災力の向上を進める必要がある。
 - ・支え愛マップの作成を通じた避難行動要支援者の状況把握と避難支援体制の整備、改正水防法及び改正土砂法に基づく要配慮者利用施設に係る避難確保計画策定と避難訓練の実施、情報伝達の迅速化など、関係者連携の更なる充実が必要である。
 - ・「積極的な避難」をこれからの常識とするため、住民一人一人が自らの命は自ら守るという避難行動の意識構築に向けた取組みが必要となる。
 - ・平成30年7月豪雨を教訓とし、行政と地域が連携して避難体制の構築、切迫性のある情報発信、避難所等の環境整備を図ることが必要である。
- ③ 行政機能や経済活動の機能維持に向けた一層の取組み強化が必要
 - ・行政機能の喪失を防ぐため、建物の耐震化、業務継続計画の実効性向上を着実に推進するとともに、浸水想定区域にある建築物については、非常用電源の高層階設置等を推進する必要がある。
 - ・ライフライン（電気、通信、ガス、水道）の管路の耐震化等による被災リスクの軽減や、事業所や金融機関等の事業継続体制の構築、再生可能エネルギーの導入促進など、経済活動の機能維持に向けた一層の取組み強化が必要である。
 - ・行政のデジタルトランスフォーメーションの取組みやそれに伴う情報通信基盤の整備強化を進める必要がある。

- ④ 人口減少社会の克服に向けた平時の取組みである地方創生総合戦略の推進が必要
- ・ 国立社会保障・人口問題研究所によって、2045年には鳥取県人口が約45万人に減少する推計や日本創生会議によって、同じく2040年には鳥取県で消滅可能性都市（人口の再生産力を示す若年女性が2040年までに2010年比で50%以上減少する市町村）が13町発生（西部町村では日吉津村を除く6町が該当）するとの推計が公表されている。
 - ・ このまま少子化対策を講じなければ、中山間地域の荒廃と水害の増加、インフラの維持管理水準の低下、若年者の減少による担い手不足など、人口減少は本地域の脆弱性を加速させる要因となる。このため、各町村の地方創生総合戦略と本計画を調和・連携することで、相乗効果を発揮させ、SDGsの達成に向けた取組みとする必要がある。
- ⑤ 民間等との協働、地域間の連携強化、国、県の施策の積極的な活用が不可欠
- ・ 本地域の国土強靱化を推進するためには、国、県及び民間事業者の主体的な取組みが不可欠である。自社の事業活動の継続、地域や社会への貢献、イノベーションの創造など民間の取組みを促進する必要がある。
 - ・ 人口減少社会やポストコロナ時代において国土強靱化を支えていくためには、Society5.0時代の超スマート社会の実現を目指す必要がある、民間との連携・協働が不可欠である。
 - ・ 南海トラフ地震、首都直下地震等の対応は、広域的な見地から地域間の連携による対応が不可欠である。また、財政状況が厳しい中、本地域の脆弱性の克服に向けた施策プログラムを推進するためには、国や県の施策の積極的な活用が不可欠である。

VI 強靱化のための取組

1. 国土強靱化に向けた方向性

施策プログラムは、本地域の強靱化に向け、それぞれの「起きてはならない最悪の事態」毎に、これを回避するために何をすべきかを念頭に置きながら、以下の施策の方向性に留意して設定する。

① 持続可能で強靱な地域づくりによるSDGs達成の推進

国土強靱化は、地方創生の取組みと連携し、相乗効果を発揮しながら推進していく必要がある。各町村総合計画等では、SDGsの理念を盛り込み「持続可能な地域社会の実現」を目指す姿としており、同じく国土強靱化計画の目標である「持続可能で強靱な地域づくり」を進めることがSDGsの推進に繋がることから、SDGsゴールの達成に向けて取組みを推進していく必要がある。

<関連するSDGsゴール>

- ・ SDGs ゴール 11：「住み続けられるまちづくりを」地域と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする
- ・ SDGs ゴール 13：「気候変動に具体的な対策を」気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る

② 災害時における新型コロナウイルス感染症への対応

西部町村では、新型コロナウイルス感染拡大の防止のために総力を挙げて取り組んでいるところであるが、このような中で大規模自然災害が発生した場合には、避難所等における新型コロナウイルス感染症対策が大きな課題となる可能性がある。このため、避難所の確保、避難所における飛沫感染防止対策、マスク・消毒液等感染症対策に必要な物資の備蓄などについて、各町村の

取組みを推進するとともに、避難所以外の親類や知人宅などへの分散避難の考え方など、感染症が流行している状況下での適切な避難方法について住民へ周知、啓発する必要がある。

③ ハード・ソフトを組み合わせた多重防御による地域づくり（耐震化対策や老朽化対策の推進）

災害に強い地域づくりを進めていくため、気候変動に伴う外力の増大等も踏まえた災害リスクの評価を行い、これを踏まえたハード・ソフトの組み合わせによる防災・減災対策の重点化と分かり易い情報提供を行う。さらに、高度経済成長期に設置されたインフラの利用状況等を踏まえ、更新、耐震化による機能強化、効率的・効果的な予防保全による老朽化対策を行うとともに、インフラの特性や今後の社会的情勢の変化によっては、機能連携、用途変更、統廃合等を検討する。また、公共施設等総合管理計画の推進により、長期的視点を持って維持管理・更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化を図る。

④ 気候変動による豪雨の頻発化・激甚化に備える

気候変動による豪雨の頻発化・激甚化に備え、あらゆる関係者（国・県・市町村・企業・住民等）による治水対策（「流域治水」への転換）を図る必要がある。具体的には、令和元年東日本台風（19号）を受け鳥取県水防対策検討会・鳥取県防災避難対策検討会において「一人の犠牲者も出さない」ことを目標に検討された「流域治水」による水防対策・避難対策や自然環境の持つ防災・減災機能等を活用したグリーンインフラを推進する。また、豪雪対策として除雪体制の強化と合わせて、道路状況の監視やチェーン早期装着の啓発活動等の取組みも合わせて推進する。また、倒木や電柱等倒壊時の道路除雪・啓開体制の整備について、中電及びNTT等との連携強化を図る必要がある。

⑤ 交通・物流・人材ネットワークによる地域防災力の強化

本地域は中山間地が大部分を占め、高齢人口が増加する中、集落の過疎化も顕在化しており、これに伴う第1次産業の就業者数の減少は、農地、森林荒廃に伴う中山間地の多面的機能の損失によって、災害原因が拡大することが懸念される。中山間地域と都市を交通ネットワークでつなぐ交通結節点等に「小さな拠点」を整備し、行政・経済機能を確保するとともに、災害時の防災拠点としての機能を持たせることにより、要配慮者を支援する拠点等としての活用を検討する。

交通・物流・人流のネットワークの形成において、緊急輸送道路となる地域高規格道路をはじめとした道路網や鉄道駅等の交通結節点は、集中する物流・人流の安全で円滑な移動のための機能強化が必要である。国・県・民間事業者との役割分担のもと、緊急輸送道路と各町村の防災拠点や指定避難所を連絡する町村管理道の整備、橋梁の耐震化・長寿命化を推進する。

また、地域防災力の強化においては、防災教育により自ら考え行動する自助の啓発と、避難行動要支援者を地域住民で支援する共助の体制づくりが必要である。このためには、地域における防災や避難所運営を行うリーダーの確保・育成や支え愛マップづくり、避難行動要支援者の個別避難計画の作成などによる自主防災活動を推進する必要がある。子どもから高齢者、ボランティアの協力を活用した地域コミュニティの再生による自助・共助社会の推進を図る。さらに、医療・福祉分野など災害時に必要な人材の確保が必要である。

⑥ 行政、情報通信、エネルギー等の代替性・多重性の確保

県内外で発生する大規模災害時においては、救助・救援、医療活動等の迅速な対応のため、公有建築物の耐震化、自家発電施設の設置、情報通信機能の多重化、光ファイバーや5G（第5世代移動通信システム）などの超高速情報通信網の整備を含め、行政機能を継続していく必要がある。エネルギーについても地域住民の生活と地域経済を支える基幹インフラであることから、代替性・多重性を確保する必要がある。また、災害時のエネルギー供給源の多様化・分散化を推進す

るため、再生可能エネルギー等の活用が必要である。森林からの木材資源、豊富な水量と急流河川を活用した、木質バイオマス発電、小水力発電等の導入による代替性の確保を推進する。

⑦ 国、自治体に加え、民間等の主体的な取組み促進

災害時の社会経済システムが機能不全に陥らないためには、国、自治体による行政機能の継続のほか、地域住民の生活に直結した病院、店舗、金融機関等の民間の業務継続が不可欠である。

このため、同時被災を免れた地域間の企業間連携による、代替性、多重性の確保のほか、業務継続に向けた取組みが必要である。また、第1期計画で進捗が遅れていた住民主体や民間事業者主体の取組み（住宅等の耐震化など）をより一層推進するため官民連携によるソフト施策の充実を促進していくことが必要である

⑧ Society5.0 社会の技術の活用と国土強靱化のイノベーション

人口減少社会やポストコロナ時代の「新たな日常」において国土強靱化の推進を支えていくため、インフラ・防災・減災分野において、Society5.0時代の超スマート社会の実現を目指す。特に、デジタルトランスフォーメーションの流れを踏まえ、インフラ維持管理分野において先端技術やIoTネットワークの活用による効率化を推進していく必要がある。さらに、人工知能（AI技術）、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNS等のICTの技術とサービスの両面での進歩・革新を積極的に活用する必要がある。また、これら先端技術を扱う人材の育成が必要である。

⑨ 西部7町村の更なる連携強化による防災体制の継続的な整備

西部町村では、「西部町村の住民の安全・安心確保に関する共通方針」を定め、避難計画・避難所運営マニュアルの共有化を図り、相互に連携・協力することにより、住民の安全と安心を確保する取組みを行っており、継続的な合同避難訓練の実施等により計画の実効性を高めていく必要がある。

西部町村内においては、地域の実情に応じて消防、病院、廃棄物処理等に関する一部事務組合により広域行政を推進している。広域行政により効率化が図られる事務の検討及び施設老朽化に伴う更新等について西部町村全体の地域防災力向上の観点からも推進していく必要がある。

＜西部町村の住民の安全・安心確保に関する共通方針＞

西部町村は、『町村の境界が住民の安全であってはならない』という共通理念の下において、相互に連携・協力し、あらゆる事態に対して住民の安全と安心を確保する。

このため、各町村は、平素から密接に連携・協力して、防災体制を継続的に整備する。特に避難に関する事項について標準化を図り、これらを共有することにより、西部町村全体の地域防災力を向上させる。また、必要な場合は、避難者の受入れ等の人道的支援を県とも連携しながら行う。

2. 施策プログラムの設定

脆弱性評価の結果を踏まえ、今後、本地域の強靱化に向け、30の「起きてはならない最悪の事態」毎に、ハード・ソフト両面から取組むべき施策プログラムを設定する。なお、町村により該当する施策プログラムが異なるが、本計画においては7町村を広域の自治体としてとらえ、共通の推進方針として記載している。

また、ここで設定した重要業績指標（KPI）の各町村における現況値と目標値を別紙2に示す。

(1) 直接死を最大限防ぐ（人命保護）

(多重防御)

- ・大規模自然災害の発生直後における人命保護の観点から、その被災原因の除去と被災範囲の最小化を図るため、被災リスクの評価と共有を図りながら、ハードとソフト対策を効果的に組み合わせた「多重防御」による地域づくりを推進する。

(地震・津波)

- ・民間の住宅、病院・店舗・旅館等の不特定多数が利用する建築物、老人ホーム等の要配慮者が利用する建築物の耐震化とともに、家具類転倒防止等や天井などの非構造部材の落下防止対策、ブロック塀倒壊防止等の対策や密集市街地等での感震ブレーカーの設置、町村による耐震性貯水槽の設置等の火災延焼等の防火・消火対策を促進する。
- ・住宅の耐震化については、建築士事務所協会等と連携した広報活動、個別訪問等による耐震化の促進や自治会等と連携した勉強会を実施し、官民連携を図り、住宅耐震化を推進する。
- ・避難所に指定されている公立学校施設について、避難時の環境改善に必要な施設整備を促進する。また、幼稚園や保育所についても耐震化を促進する。
- ・空港、港湾、鉄道、緊急輸送道路等の主要な交通施設へのアクセス道の耐震化を促進する。
- ・震源毎の地震動予測や液状化危険度予測、建物被害予測等、地盤等の危険情報の共有・周知を推進する。
- ・倒壊により住民への被害はもとより、道路を遮断し緊急時の避難等の妨げとなる空き家、空き施設の実態調査及び除却を促進する。また、空き家による災害発生時のリスクを啓発する観点から、空き家所有者に対する建物の適正管理の周知や所有者不明空き家の所有者調査の迅速化等について、県と市町村とでつくる「鳥取県空き家対策協議会」や市町村が有識者や地域の代表者等と話し合う場（市町村空き家対策協議会等）で検討を行う。
- ・安全な避難地への迅速な避難を行うため、避難場所、避難路等の指定・整備を促進する。
- ・関係機関の連携により、津波ハザードマップ、津波避難計画等を作成し、自助・共助体制の強化による迅速な警戒・避難行動の確保等、地域が一体となった対応力の向上を図っていく。
- ・これらの取組みにより、人命保護を最優先に、避難体制の整備等、ハード・ソフトの施策を組み合わせた多重防御による津波防災地域づくりを推進する。
- ・大規模宅地造成地では、地滑りや液状化による家屋被害が危惧されることから、その被害予測や宅地の耐震化対策を推進する。

(豪雨・水害)

- ・気候変動による豪雨の頻発化・激甚化に備え、ハード・ソフトの両面から流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策「流域治水」を推進する。
- ・局地的豪雨や激甚化する水害に対して、国、県が行う河川整備や堤防機能強化等に併せ、排水機場の整備等の内水対策を推進する。
- ・浸水想定区域における洪水ハザードマップの公表・周知とともに、水防訓練や水害版図上訓練等の実施により地域防災力の向上を図る。また、避難行動を円滑かつ迅速に行うため、降雨

状況、河川水位等の氾濫危険情報に対応した警戒避難体制の構築と、住民への分かり易く的確な情報伝達・提供を行う。

- ・自然環境の持つ防災・減災機能等を活用したグリーンインフラを推進する。
- ・防災重点ため池について、ハザードマップ作成により、下流域のリスク周知を図るとともに、ハード・ソフトの両面から必要な対策を講じる。
- ・住民等の適切な避難行動のため、洪水ハザードマップ等の浸水深や洪水時の家屋倒壊危険ゾーンの設定等を踏まえ、立ち退き避難と次善の策である2階以上への垂直避難等の的確な行動判断の構築に向けた取組みを進める。
- ・想定し得る最大規模の降雨による洪水・内水の浸水想定区域図の作成及びこれに対応した各種ハザードマップの作成、浸水表示板設置等による住民への周知等のソフト対策を推進する。
- ・改正水防法に基づく要配慮者利用施設の避難確保計画の策定及び避難訓練の実施を促進する。
- ・他機関連携タイムラインの拡充や水害タイムラインの作成と確認及び建設業協会と連携した水防体制の構築等により水防体制の強化を図る。

(土砂災害)

- ・災害発生の危険性等の的確な情報伝達による早期避難のため、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域の指定に基づいて土砂災害ハザードマップ作成を促進する。
- ・降雨状況、土砂災害警戒情報等の時間経過に伴う危険度情報を、住民等へ分かり易く的確な情報の伝達・提供を行う。
- ・土砂災害の種類や危険性等を知り、自らが命を守る意識を醸成するため、地域や企業等への出前講座、裏山診断、小中学生への防災教育等を推進する。
- ・土砂災害警戒区域等の指定や居住地の状況、土砂災害危険警報等を踏まえた、立ち退き避難、次善の策である2階以上への垂直避難等の自主的かつ的確な避難行動のため、地域防災マップの作成支援等の住民自らが防災対策を実践する取組みを推進する。
- ・要配慮者利用施設の所有者・管理者による避難確保計画の策定及び避難訓練の実施を促進する。

(豪雪)

- ・暴風雪時において、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、道路管理体制の強化を図る。
- ・地域の交通・物流ネットワークの寸断を防ぐため、関係機関が連携した除雪体制の確保により、緊急輸送道路等の除雪の強化を図る。
- ・倒木や電柱等の倒壊による孤立集落が発生した場合に孤立状態の早期解消を図るため、道路啓開及び危険木の事前伐採体制の整備、災害時における中電及びNTT等との連携を強化する。
- ・除雪を確実にを行うための除雪機械の充実やスノーステーションの整備、オペレーターの養成・確保、民間委託を含めた除雪体制の強化を図る。

(林野火災)

- ・県及び消防局とともに、森林所有（管理）者に対し、防火帯等の整備・維持管理及び既設の標識等の設置・維持管理を支援する。
- ・県や森林組合等と協力して適切な森林整備の推進と伐採木や枝葉の林外への搬出を促進するとともに、林内路網の適切な維持管理に努める。
- ・消防関係機関や森林組合等と合同で実践的な防災訓練を実施するなど、林野火災における初動体制を確保する。
- ・林野火災予防に係る広報、啓発活動を行い林野火災防止の呼びかけを強化する。

- ・消防局と連携して、屋外焼却（野焼き）は、例外的に認められている場合を除き、原則、禁止されていること等の広報を行う。併せて、例外的行為を行う場合は、消防局と連携して延焼防止に努めるよう周知を図る。
- ・山間部では、水利に限りがあることなどから、あらかじめ簡易水槽やジェットシューターなどの資機材の備蓄や情報伝達手段の不感地帯を極力無くすため、衛星通信機器の導入等を推進する。
- ・各町村において、森林法第 21 条に基づく火入れ許可情報について、消防局と共有する。
- ・林野火災発生後に樹木が焼けて山の保水力が低下し、延焼した斜面での土砂流出等の土砂災害の危険性が高まるおそれがあることについて、十分留意して二次災害の防止に努める。

（情報伝達等）

- ・河川水位の上昇や豪雨の発生状況等を的確に把握し、これらの災害情報に関する関係機関の情報共有と、住民への迅速な情報提供を図るため、鳥取県防災情報システムや鳥取県土砂災害危険警報システム等の活用を図る。
- ・上流ダムの緊急放流等による河川の氾濫被害に対応するため、下流域住民へのダム放流に関する迅速な情報伝達を図り、早期の避難行動に対応できる体制を構築する。また、ダム下流域における浸水想定区域図による浸水リスクの住民周知や避難訓練、住民説明会等の取組みを推進する。
- ・災害時に住民等の的確な避難行動を図る自助を促進するため、災害に係る避難情報等の発令基準の明確化を図る。
- ・戸別受信機等の情報伝達体制の整備や、テレビ地上波によるデータ放送等による迅速な情報提供等、多様な手段による情報伝達の強化を図る。
- ・住民が自ら所有する携帯電話等の機器を、避難行動に向けた情報の入手に有効に活用してもらうため、機器の活用と理解について官民連携した取組みを進める。
- ・浸水表示板設置など、住民が自ら避難基準を決める「避難スイッチ」を作成する取組みを推進する。
- ・地方創生総合戦略の観光入込客数や外国人宿泊客数の目標等を踏まえ、外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達体制の強化、観光関連施設におけるハード・ソフト両面からの防災対策等、災害時における観光客の安全確保に向けた取組みを推進する。
- ・高齢者や障がい者等の要配慮者に対して、手話を通じた防災サインの活用等の適切な情報伝達や避難体制の構築、平常時の見守り体制づくり等を推進する。
- ・大規模自然災害に対して、官民が一体となった防災体制を確保するため、危険情報を収集発信する施設整備のほか、自主防災組織による共助の活動や、避難行動要支援者を含めた円滑な避難誘導に向けた訓練を実施していく。

1-1	地震による建物・交通施設等の倒壊や火災による死傷者の発生 （住宅密集地、不特定多数施設含む）	【重点化】
-----	---	-------

（拠点施設、学校等の耐震化等）

- ・町村施設の耐震化率（行政機能／市町村）
- ・公立小中学校の耐震化率（住環境／市町村）
- ・特定天井等非構造部材の定期点検等の対策（行政機能／県・市町村）
- ・公立小中学校の建築物定期調査等の対策（行政機能／市町村）
- ・公立学校における安全性に問題のあるブロック塀の撤去・改修（行政機能／県・市町村）
- ・通学路における安全性に問題のあるブロック塀の撤去・改修（行政機能／民間）

- ・緊急輸送道路と防災拠点のアクセス道路橋梁の耐震化率（国土保全・交通／県）
- （建築物の耐震化）
- ・住宅の耐震化率（住環境／民間）
 - ・住宅以外の多くの者が利用する建築物の耐震化率（耐震診断義務付け対象建築物）（住環境／民間）
 - ・要配慮者利用施設における体制整備（保健医療・福祉／県・市町村・民間）
 - ・医療施設（病院）の耐震化率（保健医療・福祉／県・市町村・民間）
 - ・社会福祉施設等の倒壊のおそれのあるブロック塀の改修の必要があるとされる施設の対策完了率（保健医療・福祉／市町村・民間）
 - ・社会福祉施設の耐震化率（保健医療・福祉／県・市町村・民間）
 - ・感震ブレイカー設置率（住環境／民間）
 - ・家具などの転倒防止対策実施率（住環境／民間）
 - ・耐震性貯水槽数（住環境／市町村）
- （空き家対策）
- ・町村空き家対策協議会（法定協議会以外で有識者や地域の代表等を交えた会議体等も含む）の組織化率（住環境／県・市町村・民間）
 - ・避難・救援活動等への支援が懸念される空き家の除去件数（県補助活用分）（住環境／市町村）

1-2	津波・高潮による死傷者の発生	【重点化】
-----	----------------	-------

- （津波に対する危険情報の周知）
- ・津波浸水想定区域図の見直しに基づくハザードマップの作成・公表（住環境／市町村）
 - ・津波ハザードマップをもとにした避難訓練等の実施（住環境／県・市町村・民間）

1-3	ゲリラ豪雨等による市街地の浸水	【重点化】
-----	-----------------	-------

- （河川整備の推進と浸水危険情報の周知）
- ・住民にわかりやすい河川水位情報の提供（国土保全・交通／県）
 - ・下水道（雨水）事業の促進（住環境／市町村）
 - ・下水道（雨水）事業計画区域の設定（国土保全・交通／市町村）
 - ・避難情報の発令等に着目したタイムライン（防災行動計画）の作成（行政機能／市町村）
 - ・内水ハザードマップの作成（国土保全・交通／市町村）
 - ・ため池工事特措法に基づく推進計画に位置づけのある防災重点ため池の劣化状況、地震・豪雨耐性評価の完了率（国土保全・交通／県・市町村）
 - ・防災重点ため池のハザードマップ作成（産業／市町村）
 - ・流域治水プロジェクトに位置づけられた田んぼダムにおける取組完了率（地域の共同活動における防災・減災の取組含む）（国土保全・交通／県・市町村）
 - ・要配慮者利用施設の避難確保計画の策定・避難訓練の実施（国土保全・交通／市町村）
 - ・水防法及び土砂災害防止法による社会福祉施設の避難確保計画作成率（保健医療／県・市町村）
 - ・最大クラスの洪水に対応したハザードマップを作成・公表した町村の割合（住環境／市町村）
 - ・最大クラスの洪水ハザードマップをもとにした避難訓練等の実施（住環境／県・市町村・民間）

1-4	土砂災害等による死傷者の発生	【重点化】
-----	----------------	-------

- （防災気象情報の周知、伝達の効率化）
- ・土砂災害ハザードマップ町村作成率（国土保全・交通／市町村）
 - ・要配慮者利用施設の避難確保計画の策定・避難訓練の実施（国土保全・交通／市町村）再掲
 - ・防災気象情報等の情報伝達の複数化（テレビ地上波（NHK）、防災行政無線、CATV、緊

急速報メール、SNS) (国土保全・交通/県・市町村)

- ・防災教育、裏山診断等の実施による住民意識の向上 (国土保全・交通/県・民間)

1-5	豪雪・暴風雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生	【重点化】
-----	-------------------------	-------

(道路除雪の確保)

- ・関係機関と連携した道路除雪の実施 (国土保全・交通/国・県・市町村・民間)
- ・道路除雪情報のホームページによる情報配信 (国土保全・交通/県・市町村)

1-6	林野火災の延焼により、周辺住家等の被害による死傷者の発生	【重点化】
-----	------------------------------	-------

(啓発活動、訓練の実施)

- ・町村ホームページや広報誌、防災行政無線等による林野火災防止に関する注意喚起等の啓発活動 (住環境/県・市町村)
- ・林野火災を想定した訓練の実施 (住環境/県・市町村)

(資機材の整備)

- ・簡易水槽等の資機材整備の促進 (住環境/市町村)

1-7	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で死傷者の発生	【重点化】
-----	----------------------------	-------

(住民・来訪者への確実な情報伝達)

- ・戸別受信機等による避難情報等伝達体制の整備支援 (行政機能/県・市町村)
- ・町村施設及び町村内観光施設等における災害・避難情報の発令手段の整備 (行政機能/市町村)
- ・道路除雪情報のホームページによる情報配信 (国土保全・交通/県・市町村) **再掲**

(災害情報配信の体制強化)

- ・防災情報システム等の整備運用と災害情報の配信 (行政機能/県)
- ・浸水、土砂災害に備えた関係機関が連携した協議会の実施 (国土保全・交通/国・県・市町村)
- ・避難行動要支援者個別避難計画の策定 (保健医療・福祉/市町村)
- ・避難行動要支援者名簿の作成 (保健医療・福祉/市町村)

(避難誘導訓練の実施)

- ・自然災害等に対処する防災訓練の実施 (行政機能/県・市町村)
- ・関係機関との合同訓練の実施 (行政機能/県・市町村)

(2) 救助・救援、医療活動の迅速な対応、被災者等の健康・避難生活環境の確保による関連死の防止

(物資供給等)

- ・トラック、バス、鉄道事業者等の輸送モード間の連携等により、複数輸送ルート確保を図る。
- ・道路が被災した場合においても被害を最小限にとどめ、早期の復旧を図るための防災・減災対策や機能強化及び物資供給や救助・救援車両の移動ルートを複数選択可能とする。
- ・民間事業者の施設・設備を活用することにより、災害時における物資輸送体制の強化を図る。
- ・災害発生直後からの道路の被災・寸断状況の情報収集を行い、物資輸送、救助・救援ルートの確保を最優先課題として、一刻も早く緊急車両を通行させる活動(道路啓開)の実行性を高める取組みを進める。
- ・災害発生区域及び周辺の活動基盤を確保するため、水道施設、下水道施設、ガス施設の耐震化や老朽化対策による機能強化を促進するとともに、業務継続計画(BCP)策定等による災害対応力の充実に図る。

- ・災害発生直後からの被災地での食料、飲料水等の物資供給の長期停止に備え、関連機関が連携して非常用物資の備蓄量を確保するとともに、民間との物資供給に関する調整を推進する。また、家庭や企業等における備蓄について、各当事者の自発的な取組みを促進する。
- ・道路啓開や救出活動、支援物資の輸送を迅速に行うため、建設業協会等の災害時応援協定を締結する民間団体との情報交換や連絡窓口の確認を定期的に行う。
- ・住民が自主的に設ける避難のための施設（支え愛避難所）に避難していることを把握したときは、当該施設が円滑に運用されるよう、必要に応じて物資や情報の提供など必要な支援を行う体制を構築する。
- ・平時からの備蓄の管理や災害発生時は、県、町村、民間事業者等の中で物資の調達・輸送等に必要となる情報を共有し、迅速かつ円滑な被災者への物資支援を実現するため国が整備している新物資供給支援システム（B-PLo）の利用を推進する。

（孤立集落）

- ・迂回路のない孤立集落の発生に備えた既往道路の改良を進めるとともに、災害防除による道路ネットワークの確保を図る。また、降雪による倒木や電柱等の倒壊時における道路啓開体制の整備、中電及びNTT等との連携を強化し、孤立状態の早期解消を図る。
- ・道路の寸断等により孤立した場合に備え、ドローンや消防防災ヘリコプター等による物資供給の確保及び携帯電話の不感地区解消による情報通信機能の確保を推進する。
- ・孤立集落の解消に向けた効率的な活動を確保するため、通信基盤・施設の堅牢化・高度化を図るとともに、地理空間情報やドローン等の活用による情報収集・提供を進める。
- ・倒木等による孤立集落の発生や電気・通信等のライフライン設備の被害を最小限に抑えるため、事業者等と連携して、危険木の事前伐採を推進する必要がある。
- ・孤立発生時に救助等の対応が適切に実施できるよう、孤立が予想される集落をあらかじめ特定するとともに、応急対策を実施する上で必要となる情報（居住者数、避難箇所、アクセス道路等）を把握し、孤立予想集落ごとの対応方針を定める。

（救助・救援活動等の確保）

- ・救助・救援活動を持続的に行うため、広域防災拠点の整備・機能強化、防災センターや消防庁舎等の活動拠点の耐震化、消防車両や資機材等の充実強化を図る。
- ・正常性バイアスによる逃げ遅れ防止や要配慮者の避難確保のため、地域における防災士等の防災リーダーの確保・育成や支え愛マップの作成による支え愛活動の推進を図る。
- ・避難所の開設・運営の活動体制の構築や運営支援を担う、地域における避難所運営リーダーの育成を推進する。
- ・一般の避難所では生活が困難な要配慮者のため、福祉避難所の確保を支援する。
- ・避難所生活の長期化による生活環境の悪化に対応するため、避難所の運営等においては、子ども、女性、高齢者、障がい者等の要配慮者を含めた全ての避難者の健康管理や心のケア、車中泊等によるエコノミークラス症候群患者への対応等のきめ細かい対策の充実を図る。
- ・ドクターヘリや医師搭乗型消防防災ヘリの運用体制の充実等、救急搬送体制の確立を図る。
- ・消防団員数の増加、自主防災組織の拡充を含めた地域住民全体の取組みによる活動人員の確保・育成を図る。
- ・防災拠点にあっては、自家発電設備や蓄電池で給電する無停電電源装置の導入を検討し、電力確保対策とバックアップ機能の強化を図る。
- ・救助・救援、医療活動に支障が出ないよう、緊急通行車両や災害拠点病院、避難所等への燃料供給体制の確保を推進する。

- ・災害に対する強靱性の向上につながる再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギー設備に関する整備等の支援を図る。
- ・災害時の支援等にかかる協定の締結の促進、関係機関との合同訓練を通じた連携強化、県内外からの災害ボランティア等の受入れ体制の整備等の取組みを推進する。

(医療・福祉機能の確保)

- ・災害直後からの医療機関、福祉施設の業務継続を図るため、業務継続計画（BCP）の策定を推進し、関係機関と連携した訓練等の実施と検証により、その実効性を確保するとともに、必要なハード・ソフト対策の充実を図る。なお、福祉施設の避難対策では、人の避難だけでなく、入所者の常備薬などの必要な物資の移動についても留意するものとする。
- ・災害拠点病院については、他の医療機関への支援と医療機能の継続のため、耐震化や耐水化を完了させるとともに、自家発電機等の設置に併せ、自家発電機等を必要な期間稼働させる燃料の確保を推進する。
- ・多数の傷病者を円滑に受け入れるため、災害拠点病院と連携する地域の医療施設の耐震化や非常用電力の確保を図る。
- ・人工透析を受けている者及び人工呼吸器を必要とする者への医療を継続するため、非常用電源や水道等の関連するライフラインの機能強化を図る。また災害による施設損壊や大規模浸水等により医療継続に支障がある場合には、周辺の医療施設への迅速な受入れ要請等、関係機関が連携した体制を整備する。
- ・災害時の医療機能を持続させるため、医療人材の確保・育成を図るとともに、災害関連死の防止体制を強化する。
- ・要配慮者、傷病者へのきめ細かい対応を行うため、地域の医療人材に関する官民の連携を図りながら、災害医療コーディネーター、地域災害医療コーディネーターの委託を推進する。

(避難生活環境の確保)

- ・住民の積極的な避難を促進するとともに、災害関連死を防止するため、指定避難所における避難者の受入れ機能の強化やスフィア基準を踏まえた避難所の生活環境の向上（プライバシーの確保、良好な就寝環境、トイレ環境の整備、適切な食事の提供など）を図る。
- ・避難所におけるインフルエンザ、ノロウイルス、0157などの感染拡大防止対策を推進する。特に、災害時における新型コロナウイルス感染症に関しては、避難所における飛沫感染防止対策、マスク・消毒液等感染症対策に必要な物資の備蓄などについて、必要に応じて、町村と相談の上で県がガイドラインを作成するなど、町村の取組みを推進するとともに、県と町村が連携して、避難所以外の親類や知人宅などへの分散避難の考え方など、感染症が流行している状況下での適切な避難方法について、住民への周知、啓発を行う。
- ・災害時にも被災者がペットを適切に飼養管理できるように支援する体制整備に努める。

(避難所備蓄)

- ・避難生活に必要な物資等は、輸送道路が寸断されることを想定し、可能な範囲で指定避難所や地域内に備蓄場所を確保して分散備蓄を検討する。
- ・避難所におけるライフラインの途絶に備え、燃料の備蓄や再生可能エネルギー設備の整備を推進する。

2-1	被災地での食料・飲料水等物資供給の長期停止 (避難所の運営、帰宅困難者対策含む)	【重点化】
-----	---	-------

(物資の備蓄・調達に係る関係者連携)

- ・ 県と町村との適正な備蓄量確保（飲料水、食料、生活関連物資）（行政機能／県・市町村）
- ・ 民間企業、団体等との飲料、食料、生活関連物資の調達に係る連携の推進（行政機能／県・市町村・民間）
- ・ 各種協定の締結、各機関・団体等との連絡調整の実施（行政機能／県・市町村・民間）
- ・ 町村における新物資供給支援システム（B-PLo）操作訓練実施率（行政機能／県・市町村・民間）

（生活基盤の機能強化）

- ・ 上水道施設の耐震化・老朽化対策（住環境／市町村）
- ・ 上水道基幹管路の耐震化率（住環境／市町村）
- ・ 上水道 BCP 策定（住環境／市町村）
- ・ 地震対策上重要な下水道管渠の耐震化率（住環境／県・市町村）
- ・ 下水道施設の耐震化・老朽化対策（住環境／市町村）
- ・ 下水道 BCP 策定（住環境／県・市町村）
- ・ 下水道ストックマネジメント計画による計画的な修繕・改築（住環境／市町村）
- ・ 簡易トイレの備蓄数（住環境／県・市町村）
- ・ マンホールトイレシステムの整備（住環境／市町村）
- ・ 避難所運営リーダーの養成（行政機能／市町村）
- ・ 福祉避難所の指定（行政機能／市町村）
- ・ 学校施設等避難所としての防災機能強化の促進（行政機能／市町村）
- ・ 緊急的に必要な避難施設等の老朽化対策の促進（行政機能／市町村）
- ・ 水道の応急給水支援対策（住環境／市町村）
- ・ 町村管理道路・林道・農道の機能保全・老朽化対策（国土保全・交通／市町村）

2-2	長期にわたる孤立集落等の発生（豪雪による孤立等を含む）	【重点化】
-----	-----------------------------	-------

（既存路線機能の強化）

- ・ 緊急輸送道路と防災拠点のアクセス道路橋梁の耐震化率（国土保全・交通／県）**再掲**
- ・ 関係機関と連携した道路除雪の実施（国土保全・交通／国・県・市町村・民間）**再掲**
- ・ 迂回路のない孤立集落の発生に備えた既往道路の改良（国土保全・交通／国・県・市町村）
- ・ 道路防災や土砂災害対策による道路ネットワークの確保（国土保全・交通／国・県・市町村）
- ・ 町村における新物資供給支援システム（B-PLo）操作訓練実施率（行政機能／県・市町村・民間）**再掲**

（孤立集落発生時の支援等）

- ・ 孤立する恐れのある集落における携帯電話不感地区の解消（行政機能／市町村・民間）

2-3	救助・救援活動等の機能停止（絶対的不足、エネルギー供給の途絶）	【重点化】
-----	---------------------------------	-------

（救助・救援体制の強化）

- ・ 県、町村、防災関係機関等の情報共有による連携した災害対応の実施（行政機能／市町村）
- ・ 消防団の装備資機材の充実強化（行政機能／市町村）
- ・ 情報連絡員（リエゾン）派遣受入れによる被害情報等の確実な伝達（行政機能／県・市町村・民間）
- ・ 保健医療・福祉に係る職能団体との災害時の相互協力に関する協定締結（保健医療・福祉／県・市町村・民間）
- ・ 支え愛マップづくり取組自治会等箇所数（行政機能・保健医療・福祉／県・市町村・民間）

（活動人員の確保等）

- ・ 消防団員数（行政機能／市町村・民間）

- ・ 自主防災組織 組織率（行政機能／市町村・民間）
- ・ 自主防災組織訓練実施（行政機能／市町村・民間）
- ・ 自主防災組織の資機材整備（行政機能／市町村・民間）
- ・ 防災士（防災リーダー）の登録者数（行政機能／県・市町村）

2-4	保健・医療・福祉機能の麻痺 （絶対的不足、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶）	【重点化】
-----	--	-------

（拠点施設の機能強化）

- ・ 医療機関BCP策定率（公立）（保健医療・福祉／市町村）
- ・ 福祉施設BCP策定率（保健医療・福祉／市町村・民間）
- ・ 要配慮者利用施設の避難確保計画の策定率（国土保全・交通／市町村）**再掲**

（予防医療の推進）

- ・ 保健・医療・福祉に係る職能団体との災害時の相互協力に関する協定締結（保健医療・福祉／県・市町村・民間）**再掲**
- ・ 定期接種による麻疹・風疹接種率（保健医療・福祉／県・市町村・民間）

（ライフラインの確保）

- ・ 停電時における非常供給対策（住環境／市町村）
- ・ 上水道基幹管路の耐震化率（住環境／市町村）**再掲**
- ・ 上水道BCP策定（住環境／市町村）**再掲**
- ・ 地震対策上重要な下水道管渠の耐震化率（住環境／県・市町村）**再掲**
- ・ 下水道BCP策定（住環境／県・市町村）**再掲**

2-5	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者発生	【重点化】
-----	--	-------

（避難所の環境確保）

- ・ 公共学校施設のトイレの改修、エアコンの新設・改修等（住環境／市町村）
- ・ 県の助成制度を活用した指定避難所の環境整備への取り組み（保健医療・福祉／県・市町村）
- ・ 避難所のWi-Fi環境の整備（行政機能／市町村）
- ・ マンホールトイレシステムの整備（行政機能／市町村）**再掲**
- ・ スフィア基準を考慮した避難所を設置するために必要となるトイレ、ベット等の災害用物資・資機材の備蓄を行っている町村の割合（住環境／県・市町村）
- ・ 被災地の支援に向けたキッチンカー・トレーラーハウス等の登録制度に登録された車両数（住環境／県・市町村）
- ・ 避難所等にもなる公立体育施設のうち空調設備の設置が必要と認められる諸室における設置完了率（住環境／市町村・民間）

（3）行政機能の確保

- ・ 行政機関は災害発生直後から、現場災害対策本部を設置し、救助・救援活動や医療活動の迅速な対応、その後の経済活動、復旧・復興に向けた活動の基幹となる。このため、拠点となる官庁等の耐震化と耐災害性の向上、停電時の電力の確保、情報通信回線の確保・複数化とともに、物資の備蓄等を推進する。
- ・ 各行政機関における業務継続計画（BCP）の検証と見直し、実効性の向上のための訓練等の取り組みの促進、災害時の応援協定の締結、各分野における人材の確保・養成、データのバックアップ等により、業務継続体制の強化を図る。

- ・災害等発生時における被災者支援の円滑化、迅速化を図るため、マイナンバーカードの活用、被災者支援システムの導入と円滑な運用等のデジタルトランスフォーメーションの取組みを推進する。
- ・デジタルトランスフォーメーションに合わせた情報通信基盤の整備の強化を図る。

3-1	市町村等行政機関の機能不全	【重点化】
-----	---------------	-------

(拠点施設の機能強化)

- ・町村施設の耐震化率（行政機能／市町村）再掲
- ・町村BCP策定（行政機能／市町村）
- ・町村庁舎の非常用発電機の配備（行政機能／市町村）

(情報通信機能の強化)

- ・ICT-BCP（情報システム部門の業務継続計画）策定（行政機能／市町村）
- ・ITシステムの外部ネット環境の構築による資産有効活用、データのバックアップ、セキュリティ強化の推進（クラウド化）（行政機能／市町村）
- ・マイナンバーカードの交付率（行政機能／市町村）
- ・被災者支援システムの導入（行政機能／県・市町村）

(4) 情報通信機能の確保

- ・情報通信においては、災害直後から地域の被災状況、交通物流等の情報を広域的、継続的に配信する必要がある。このため、情報収集と配信を行う行政、情報関係事業者の機能確保を図るため、関連施設の耐震化をはじめ、自家発電施設の設置等の電力供給のバックアップ整備等、通信システムの機能維持を推進する。
- ・光ファイバーや5G（第5世代移動通信システム）などの超高速情報通信網の整備を推進する。
- ・住民、来訪者等の迅速な避難行動を促すため、テレビ、ラジオが中断した場合であっても、あんしんトリピーメール、SNS、ホームページ等の手段によって、情報提供を可能とする体制の強化を図る。
- ・長期間の停電が発生した際においても指定避難所の機能、生活環境が維持できるよう、指定避難所の電源対策についても取組みを推進する。

4-1	情報通信機能の麻痺・長期停止 (電力供給停止、郵便事業停止、テレビ・ラジオ放送中断等)	【重点化】
-----	--	-------

(情報通信施設の機能強化)

- ・超高速情報通信網（光ファイバー網）整備（行政機能／県・市町村）
- ・防災関連通信設備の機能強化（行政機能／県）

(情報伝達手段の多様化)

- ・戸別受信機等による避難情報等伝達体制の整備（行政機能／県・市町村）再掲
- ・避難所のWi-Fi環境の整備（行政機能／市町村）再掲

(5) 地域経済活動の維持

(経済活動、サプライチェーンの維持)

- ・大規模自然災害時や新型コロナウイルスを含む新型感染症などの新たなリスク等における事業活動の早期再開を図るため、個別企業の業務継続計画（BCP）策定と実効性の向上を促進する。

- ・金融機関、商工団体、物流事業者及び同時被災の可能性が低い地域間の連携等による経済活動の継続に向けた取組みを促進する。
- ・災害発生時において、工業用水関係施設が甚大な被害を受けないように、管路の老朽化対策や耐震化等の施設整備を進める。
- ・災害時のエネルギー供給源の多様化・分散化を推進するため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギー設備整備等の支援を図る。また、県内の地域新電力を通じて地産電力を調達・供給するなど、地域におけるエネルギーの地産地消に向けた取組みを推進する。
- ・大規模停電による経済的損失を最小限に抑えるため、民間企業や農林水産業者に対し、自家発電設備等の設置を支援するなどBCP実効性の向上を推進する。

(交通インフラネットワーク整備)

- ・災害発生時の鉄道施設の耐震対策や交通結節点である鉄道駅の耐震化等により、大規模停電（ブラックアウト）を含む災害への災害対応力の向上を図る。
- ・高速道路網、鉄道網等における交通の結節点は、物流・人流が集中することから、その安全で円滑な移動のための機能強化を図る。
- ・本地域の特性を活かし「コンパクト＋ネットワーク」による防災機能を含めた交通・物流・人流の充実のため、各地域に道の駅等を活用した「小さな拠点」づくりの取組みを進める。また、緊急輸送道路と防災拠点とのネットワークを形成する町村管理道の整備を促進する。
- ・物流等の途絶を避けるため、緊急輸送道路の防災・減災対策や機能向上及び代替性を強化するとともに、緊急時の迂回路を早期に構築する。
- ・道路ストック点検とインフラ長寿命化計画（行動計画）に基づき、道路施設の老朽化対策や道路斜面等の防災対策、緊急輸送道路等の耐震化と機能強化の着実な推進等、道路施設の適切な維持管理を推進する。

(港湾・鉄道機能の強化)

- ・大規模地震時の交通機関被害予測を踏まえ、鳥取県と県内市町村、JR西日本との相互協定の活用と運送障害に強い鉄道貨物輸送体系の構築等、交通物流の多重化・代替性の確保を図る。

(食料等の安定供給)

- ・豊かな森林資源の活用、評価の高い農畜産物及び豊富な水産物の安定的な供給による競争力の確保等、農林水産業の活力増進を図る。
- ・地震や豪雪、台風などによる農畜産物被害の防止・軽減を図るため、被害の未然防止に向けた農業技術対策や農業用施設の点検・補強等を推進する。
- ・地震等の災害発生時に老朽化により農地や一般公共施設に被害を及ぼすおそれのある土地改良施設（排水機場・頭首工等）について、必要な機能保全対策等を進める。
- ・被災、停電等による給油所の営業停止や道路機能のマヒによる燃料の供給量不足により、需要を必要とする住民や施設まで燃料が供給されないおそれがあるため、給油所の防災対策及び住民への平時からの適正な燃料備蓄を呼びかける。
- ・長期間にわたる学校給食の停止が発生しないよう学校給食センターの耐震化を図る。

(用水の安定供給)

- ・災害時における渇水被害の抑制や影響を最小化できるよう、事業者と連携のうえ、上水道、工業用水道の耐震化及び農業水利施設の保全整備を進める。また、人材やノウハウの強化等についても進める。

- ・上水道、工業水道、農業水利施設について、長寿命化を含めた戦略的な維持管理と機能強化を図る。
- ・渇水時には関係者の情報共有を緊密に行う必要があるため連絡体制を整備し、取水制限など必要な対応を行う。
- ・災害時の代替水源として災害時協力井戸など地下水活用の取組みを推進する。

5-1	地域競争力の低下、県内経済への影響（サプライチェーンの寸断、エネルギー供給の停止、金融サービス機能の停止、重要産業施設の損壊等）	【重点化】
-----	--	-------

（関係者連携とBCP策定運用）

- ・商工会議所・商工会と行政機関の連携の推進（産業／市町村・民間）
- ・金融機関BCP策定率（産業／市町村・民間）

5-2	交通インフラネットワークの機能停止	【重点化】
-----	-------------------	-------

（橋梁耐震化・道路整備等による機能強化）

- ・緊急輸送道路とネットワークを形成する町村管理道の整備（国土保全・交通／市町村）
- ・道の駅や遊休施設等を利用した「小さな拠点」施設の整備（住環境／県・市町村）
- ・緊急輸送道路と防災拠点のアクセス道路橋梁の耐震化率（国土保全・交通／県）**再掲**

5-3	食料等の安定供給の停滞	【重点化】
-----	-------------	-------

（関係者の協力連携）

- ・各種協定の締結、各機関・団体等との連絡調整の実施（行政機能／市町村）**再掲**
- ・町村施設（給食センター）の耐震化率（行政機能／市町村）

5-4	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	【重点化】
-----	-------------------------------	-------

（耐震化等による機能維持）

- ・基幹的農業水利施設の保全対策に着手した地区数（産業／市町村・民間）
- ・上水道基幹管路の耐震化率（住環境／市町村）**再掲**
- ・災害時協力井戸の登録（住環境／県・市町村）

（6）ライフラインの確保及び早期復旧

（エネルギー供給ネットワークの維持）

- ・大規模自然災害が発生した際、ライフラインの確保は経済社会システムの機能継続に必須であるため、ライフライン被害予測等を踏まえた防災・減災対策や多重性・代替性の確保の取組みを促進する。
- ・電力の長期供給停止を回避するため、電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備等）の防災・減災対策や災害発生時の早期復旧及び電力会社の業務継続体制の検証等、災害対応力の強化を図る。
- ・台風、短期的・局地的豪雨による出水等においても、水力発電用の導水設備等の機能が保持されるよう、定期的な点検・診断、適切な維持管理、修繕・更新を図る。また、土砂災害警戒区域等において人家等に影響を及ぼす可能性のある導水施設等については、ハザードマップへの記載等により地域住民へ公表し、周知を図る。
- ・災害発生時の電力需要の逼迫に備え、官民が連携し、自家発電設備や蓄電池で給電する無停電電源装置の導入拡大を促進する。
- ・地域に存する資源を有効に活用し、木質バイオマスや小水力等の多様な再生可能エネルギーの導入拡大を図る。

- ・災害時のエネルギー供給源の多様化・分散化を推進するため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギー設備整備等の支援を図る。また、県内の地域新電力を通じて地産電力を調達・供給するなど、地域におけるエネルギーの地産地消に向けた取組みを推進する。

(上下水道等の供給)

- ・地域生活に不可欠となる上下水道の災害対応力を強化するため、基幹管路やポンプ場・週末処理場の耐震化・耐水化・老朽化対策、BCPによる機能継続を図る。特に、埼玉県八潮市で発生した下水管渠を起因とする陥没事故と同様の事故が発生しないよう管渠の老朽化対策を行う。さらに、非常時の生活用水を確保するため、災害時協力井戸の普及を図る。
- ・避難所における身体的な負担を軽減するため、仮設トイレの供給体制の構築、簡易トイレの備蓄、マンホールトイレシステムの整備、トイレの洋式化、施設のバリアフリー化等を推進する。
- ・液状化に起因する建物被害予測等を踏まえ、地域の実情にあった防災・減災対策や早期復旧対策等の取組みを推進する。

(地域交通ネットワークの維持)

- ・輸送ルートの確実な確保や地域間の輸送ルートの代替性確保のため、高速道路未開通区間や地域高規格道路の整備推進、国道181号岸本バイパス等の幹線道路ネットワークの整備推進及び緊急輸送道路等の耐震化や老朽化対策、道路斜面等の防災対策を着実に推進する。
- ・橋梁を含めた道路インフラの老朽化については、予防保全による修繕等の取組みを推進する。
- ・地域交通の維持のため、鉄道事業者等の交通関係機関との連携による輸送ルートの確保等、ハード・ソフト両面からの取組みを推進する。
- ・液状化危険度予測や路面下空洞調査を踏まえた対策を実施するほか、豪雪（倒木等を含む）による分断を防ぐための道路除雪・啓開体制を整備し、地域交通ネットワークの早期復旧対策等の取組みを推進する。
- ・中山間地域等における多様な主体が管理する道路を把握し、避難路や代替輸送路の確保のため、災害時の迂回路となる農道や林道の必要な整備を進める。
- ・道路啓開体制の構築等早期復旧の実効性の確保のため、災害発生直後から道路の被災・寸断状況の道路交通情報を的確に把握するとともに、災害応援協定を締結している建設業協会等と連携した取組みを進める。

6-1	電力供給ネットワーク等機能停止 (発電電所、送配電設備、石油・ガスサプライチェーン等)	【重点化】
-----	--	-------

(代替エネルギーの確保)

- ・再生可能エネルギー導入量（産業／県・市町村・民間）
- ・農山村地域における再生可能エネルギー施設導入への支援（産業／県・市町村・民間）

6-2	上下水道・工業用水等の長期間にわたる供給・機能停止 (用水供給の途絶、汚水流出対策含む)
-----	---

(上下水道の耐震化とBCP策定運用)

- ・上水道基幹管路の耐震化率（住環境／市町村）再掲
- ・上水道BCP策定（住環境／市町村）再掲
- ・地震対策上重要な下水道管渠の耐震化率（住環境／県・市町村）再掲
- ・下水道BCP策定（住環境／県・市町村）再掲
- ・単独処理浄化槽の基数（住環境／県・市町村）
- ・農業集落排水施設の機能診断実施率（住環境／県・市町村）

- ・災害時協力井戸の登録（住環境／県・市町村）**再掲**
- ・下水道汚水の応急対策（住環境／市町村）
- ・水道の応急給水支援対策（住環境／市町村）**再掲**
- ・マンホールトイレシステムの整備（行政機能／市町村）**再掲**

6-3	地域交通ネットワークが分断する事態（豪雪による分断を含む）	【重点化】
-----	-------------------------------	-------

（地域交通ネットワークの確保）

- ・関係機関と連携した道路除雪の実施（国土保全・交通／国・県・市町村・民間）**再掲**
- ・緊急輸送道路とネットワークを形成する町村管理道の整備（国土保全・交通／市町村）**再掲**

（7）二次災害の防止

（大規模火災、広域複合火災）

- ・地震後の火災の発生、延焼を防止するため、住宅用火災警報器、消火器、感震ブレーカー等の設置を促進する。また、被災建物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の活用により、倒壊の恐れのある家屋等での二次災害の防止を図る。
- ・地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、水道の耐震化を進めるとともに耐震性貯水槽の整備等を進める。
- ・工業用地等での火災、煙、有害物質等の流出を伴う広域複合火災により、周辺生活環境や経済活動等に甚大な影響を及ぼさないよう関係機関による対策の促進及び災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する取組みを推進する。
- ・地震災害等過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察・消防等の体制や装備資機材等の更なる充実強化を図るとともに、消防団、自主防災組織等の充実強化やDMAT（災害派遣医療チーム）の活動確保等、初動対応力の向上と救助・救急体制の充実強化を図る。
- ・身を守る行動について、自らの命は自ら守るという意識を浸透させるため、住民への継続的な防災訓練や防災教育等を推進する。
- ・大規模火災の発生に備え、初期消火活動などを行う消防団や自主防災組織の充実強化を図る。
- ・倒壊等による交通麻痺を回避するため、輸送事業者、道路管理者及び警察等の関係機関で回避手段を検討し、連絡体制を整備する。
- ・災害発生時の混乱期においても、限られた人員、資機材等を効率的、効果的に配置できるよう、どのような災害にも対応できる被災シナリオの見直しを含め、業務継続計画（BCP）の作成、見直しを図る。

（ため池、ダム、農地・森林等）

- ・築造年代が古く、決壊により下流の人家等に影響を及ぼすおそれのあるため池の評価及び防災工事、ハザードマップの整備等、総合的な対策を推進する。
- ・農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果等多様な機能を維持するため、田んぼダムの取組みや継続的な営農活動を行う集落等を支援するとともに、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の適切な保全管理の取組みを推進する。
- ・森林の荒廃防止及び森林の持つ国土保全機能の保全・発揮のため、地域コミュニティ等との連携を図りつつ、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備、総合的かつ効果的な治山対策等を計画的に推進する。また、野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを進める。
- ・上流ダムの緊急放流による下流域の浸水被害等二次災害を防止するための対策を推進する。

(有害物質)

- ・有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への影響を防止するため、PCB 廃棄物の保管事業者に対して PCB 汚染処理機器の適正保管や早期処理を指導する等の取組みを推進する。
- ・河川、港湾等の水域における有害物質の流出拡散による地域住民や利用者、環境への影響を防止するため、各管理者を含めた関係者が連携し、応急処置、水質分析監視、原因者への指導等の取組みを推進する。

(風評被害)

- ・大規模自然災害の長期化による風評被害に対応するため、正確な情報収集を踏まえた県内外への的確な情報発信のための体制強化を図る。
- ・文化財の災害による被害防止・軽減のための施設の耐震対策を推進する。

7-1 大規模火災や広域複合災害の発生

(活動人員の確保)

- ・自主防災組織 組織率 (行政機能/市町村・民間) 再掲
- ・自主防災組織の資機材整備 (行政機能/市町村・民間) 再掲
- ・消防団員数 (行政機能/市町村・民間) 再掲
- ・被災建築物応急危険度判定士の登録数 (行政機能/市町村)
- ・関係機関との合同訓練の実施 (行政機能/県・市町村) 再掲

(延焼防止対策の推進)

- ・感震ブレーカー設置率 (住環境/民間) 再掲

7-2 ため池、ダム等の損傷・機能不全による二次災害の発生 (農地・森林等の荒廃による被害を含む) 【重点化】

(危険情報の周知)

- ・防災重点ため池のハザードマップ作成 (産業/市町村) 再掲
- ・地域ぐるみで農地の維持に取り組む農用地面積の割合 (産業/民間)
- ・森林の多面的機能を維持するための間伐の実施 (産業/民間)
- ・農林水産業関連の新規就業者数 (産業/県)

(防災対策の強化)

- ・防災重点ため池の劣化及び豪雨・地震対策 (産業/市町村)

7-3 有害物質の大規模拡散・流出

(有害物質の拡散・流出の防止)

- ・河川における水質事故発生時の関係者連携 (国土保全・交通/国・県・市町村)

7-4 風評被害等による県内経済等への甚大な影響

(観光客数の維持拡大)

- ・正確な情報収集と情報発信する体制づくりを行う県外での観光情報説明会の開催 (産業/県・市町村・民間)

(8) 迅速な復旧・従前より強靱な姿での復興

(大量の災害廃棄物)

- ・早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するため、災害廃棄物処理計画の策定とともに、ごみ焼却施設の耐震化や老朽化対策、非常用電源の確保、仮置きするためのストックヤードの確保等の検討を図る。
- ・災害廃棄物処理計画の策定を推進し、災害廃棄物処理体制の強化を図る。

(人材等の不足)

- ・災害発生時の障害物の除去、緊急輸送道路や地域交通等の確保のための道路啓開活動、河川増水に伴う水防活動、雪害時の除雪作業等を迅速かつ効果的に実施するため、専門的な技術を有し地域事情にも精通した建設業者の協力・支援を図り、災害時の地域住民、行政機関、建設業者等との連携体制の強化を図る。
- ・建設業の担い手確保・育成のため、建設工事の生産性向上や元請下請関係の適正化及び技能労働者を含めた建設従事者の就労環境の改善を図るとともに、若年者・女性の活躍推進に向けた取組みを推進する。
- ・平時から次世代を担う若手がまちづくり・地域づくりに関わる機会を整え、災害時の合意形成を含めた復興事業を円滑に実行できる環境整備を進める。
- ・災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、早期復旧のための国の技術的支援を行う TEC-FORCE の派遣等、国、県との連携や市町村同士の相互応援体制の強化とともに、インフラ維持管理や災害復旧を担う地域に精通した建設業の技能労働者等民間事業者等の確保育成を推進する。
- ・被災家屋周辺の土砂撤去、除雪、その他の生活支援等について、災害ボランティアが災害初期から効果的に機能するよう、円滑な受入れと適切な運営ができるような体制づくりを図る。
- ・被災住宅の早期復旧・復興を図るため、迅速な罹災証明発行等の体制を構築するとともに、住宅修繕工事の人材不足確保に向けた対策の推進を図る。

(文化財の喪失、地域コミュニティの崩壊等)

- ・文化財の災害による被害防止・軽減のため、施設の耐震対策・防火対策等を推進する。
- ・災害により文化財の喪失を防止するため、文化財防災対策マニュアルの策定や文化財ハザードマップの作成、指定・未指定文化財の抽出やリスト化を推進する。
- ・文化財の被災に備え、修復技術の伝承と必要な実技研修の実施を推進する。
- ・コミュニティの崩壊により、建築物等のコミュニティの中で維持されてきた有形文化財に影響する恐れがあるため、コミュニティ活力の維持を図る。
- ・地域の災害対応力の向上のため、自主防災組織等による地域ハザードマップ（支え愛マップ）作成・訓練・防災教育、防災リーダーの計画的な育成等を通じた地域づくり、事例や研究成果等の共有による地域の防災体制強化等の取組推進と関係機関等が連携した支援の充実を図る。
- ・地域コミュニティの充実強化のため、高齢化が進む中山間地域の移住促進やボランティア等の受入れ、避難行動要支援者のサポートを含む自主防災組織の活動を推進する。

(基幹インフラの損壊)

- ・基幹インフラ等の迅速な復旧・復興を図るため、土地境界の把握に必要な地籍調査の着実な進捗を図る。
- ・物的・人的資源の迅速な輸送のため、交通・物流に資する道路の機能及び代替性を強化する。

8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
-----	-------------------------------------

(災害廃棄物対策の推進)

- ・ 災害廃棄物処理計画策定 (町村) (住環境/市町村)
- ・ 災害廃棄物対応訓練の実施 (住環境/市町村)

8-2	復旧・復興を担う人材等の不足や自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
-----	--

(人材の確保・育成(横断的分野(人口減少対策)との連携))

- ・ 建設業における担い手の確保・育成の取組み (国土保全・交通/県)
- ・ 建設業協会との防災協定の締結 (国土保全・交通/市町村)
- ・ 地域ボランティア人材育成、研修等の実施 (住環境/県・市町村)

8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
-----	---

(文化財の保存)

- ・ 文化財防災対策マニュアルの策定 (住環境/県・市町村)
- ・ 各町村における文化財ハザードマップの作成数 (住環境/市町村)
- ・ 各町村における文化財リスト作成数 (住環境/市町村)

(地域コミュニティの構築(横断的分野(リスクコミュニケーション)と連携))

- ・ 自主防災組織 組織率 (行政機能/市町村・民間) 再掲
- ・ ボランティア情報提供件数 (行政機能/県・市町村・民間)
- ・ スーパーボランティアによる土木インフラ管理及び地域づくりの推進 (国土保全・交通/県・市町村・民間)
- ・ 町村 BCP 策定 (行政機能/市町村) 再掲

8-4	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
-----	----------------------------

(基幹インフラの代替性・冗長性の確保のための整備促進)

- ・ 地籍調査進捗率 (国土保全・交通/県・市町村)

8-5	長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
-----	--------------------------------

(浸水危険区域の周知、広域的な避難体制の構築)

- ・ 広域的な避難を想定した県内自治体及び県外自治体との相互応援協定の締結 (行政機能/県・市町村)
- ・ 内水ハザードマップの作成 (国土保全・交通/市町村) 再掲

(9) 横断的分野

大規模自然災害に対する強靱化は、人口減少が進む現状に立ち向かい、本地域の強みと特性を活かして、持続的な地域社会を構築しながら進めていく必要があるが、これをより効率的、効果的に促進する上で、7項目の横断的分野を設定し、施策分野横断間の連携、さらには、各町村の地方創生総合戦略との相乗効果を高めていくこととする。

① リスクコミュニケーション分野

- ・ 少子高齢化が進展する中、地域防災力を強化するためには、防災教育により自ら考え行動する自助の啓発と避難行動要支援者を地域住民でサポートする共助の体制づくりが必要であ

る。このためには、子どもから高齢者を含め、ボランティアの協力を活用した地域コミュニティの再構築が不可欠である。また、地域住民と行政の情報連絡体制を確保するための地域コミュニティ構築、浸水想定区域や浸水ハザードマップの周知・活用、住民が自ら避難基準を決める「マイ・タイムライン」や「避難スイッチ」の作成等に向けた意識醸成が課題となっている。

このことから、地域住民や外国人観光客を含めた来訪者に向けた防災情報の提供や地域コミュニティ構築に向け、リスクコミュニケーション分野を設定する。

- ・住民や地域コミュニティが主体的に避難行動を起こす「防災文化」の定着の推進及び「支え愛マップづくり」などを通じて鳥取県らしい人と人との絆を基調とした災害時の助け合い、支え合いや住民、行政など多様な主体が協働して取り組む西部町村ならではの支え合いの活動（災害時支え愛活動）を促進する。
- ・防災情報の提供については、平時の情報通信システムにおけるプッシュ型やプル型の伝達手段の多様化を図り、災害時には警戒避難情報の付加等情報を強化することにより、住民の自発的な避難行動等を促す。また、外国人観光客には、プッシュ型情報通信アプリ（あんしんトリピーなび、SafetyTips等）を介した円滑な情報伝達を図る。さらに、高齢者や障がい者等の要配慮者に対して、手話を通じた防災サインの活用等の適切な情報伝達や避難体制の構築、平常時の見守り体制づくり等を推進する。
- ・情報通信基盤を強化するため、超高速情報通信網（光ファイバーや5G（第5世代移動通信システム）など）の整備を進める。
- ・地域コミュニティ構築については、コンパクトな県土を交通物流ネットワークで結節しながら住民自治活動の拠点施設整備を支援する（遊休施設等の活用を含む）とともに、住民による共助や中山間地域等で事業活動を行っている事業者など多様な主体が関わり、暮らしを守るための仕組み（小さな拠点）づくりを進め、地域活動プログラムを充実させる等により地域活性化と地域防災力の向上を併せて推進する。
- ・事前防災の取り組みとして、水防体制（建設業協会と連携した水防体制の構築、タイムラインの作成）の強化を図る。

② 老朽化対策分野

建設後50年以上を経過するインフラが急増、老朽化も加速していることから、適切な機能強化、補修、更新が急務となっており、行政庁舎等の防災拠点となる建物についても、その利用形態の変化に対応するとともに、統廃合を含めた適切な維持管理が必要となっている。

インフラの機能維持は、持続的な社会経済システムの発展を支える基盤として不可欠であり、国土強靱化を図るための「事前に備えるべき8つの目標」を達成する上で共通の課題となることから、老朽化対策分野を設定する。

③ 研究開発分野

人口減少社会やポストコロナ時代の「新たな日常」において国土強靱化を推進するうえでは、Society5.0時代の超スマート社会の実現を目指し、先端技術を活用していく必要がある。また、新たな防災技術の開発による、効率的な防災・減災の取り組みの推進のほか、先端技術を活用した製品の開発・生産により他地域の産業機能のバックアップを図る必要がある。このため、個別に設定する分野の枠組みを超え、産官学の連携、新技術開発・活用の促進に向け、研究開発・活用分野を設定する。

なお、研究開発分野における重要業績指標は、各町村の地方創生総合戦略に定められていることから、本計画においては個別指標の設定は行わないこととする。

④ 人口減少対策分野

国土強靱化における取組みは、人口減少下での持続可能な地域社会の構築を進めていくものであり、この成果は各町村の地方創生総合戦略にも資することとなるため、この戦略と連携し相乗効果を高めていく必要があることから人口減少対策分野を設定する。

また、Society5.0の推進や関係人口など新たな人の流れを創出することで、地方創生の実現を加速させるとともに、地方創生の展開を通じてSDGsのゴール達成を目指すものである。

なお、人口減少対策分野における重要業績指標は、各町村の地方創生総合戦略に定められていることから、本計画においては個別指標の設定は行わないこととする。

⑤ 人材育成分野

- ・ 県と連携し、自主防災組織率の拡充を含めた地域住民全体による活動人員の確保・育成を推進する。
- ・ 災害発生時の人命救助等の対応能力の向上を図るため、広域支援等も想定した各種の実践的な訓練等により人材の育成を推進する。また、災害発生時の医療機能の持続するため、災害時医療に携わる人材の確保と育成を図るとともに、体制整備を進める。
- ・ 迅速な復旧・復興を図るため、避難所の運営管理、罹災証明書交付等の災害対応を実施する町村職員の育成を推進する。
- ・ 道路啓開・航路啓開、除雪作業、迅速な復旧・復興、平時におけるインフラメンテナンス等を担う地域に精通した建設業の技能労働者等民間事業者の人材の確保・育成を図る。
- ・ 災害の専門家、建設業等の技術者に加え、防災ボランティア活動及びその後方支援等をはじめとした地域社会における指導者・リーダー（防災士（防災リーダー）、避難所運営リーダー等）などの人材を育成する。復興の観点からは、まちづくり・地域づくりに関わる仕組み等を理解した次世代を担う若者の育成に取り組む

⑥ 官民連携分野

- ・ 住民主体や民間事業者主体の取組みをより一層推進するとともに、災害対応において、民間事業者や地域の専門家等の有するスキル・ノウハウ、民間事業者の施設・設備や組織体制等を活用するため、官民連携によるソフト施策の充実を促進する。
- ・ 飲料・食料等の生活関連物資や医薬品、燃料等の必要物資の確保と輸送、医療従事者の確保に係る民間事業者や業界団体との協定の締結を推進する。また、連携を反映した計画の策定、実践的な共同訓練の実施等を推進するとともに、民間企業の事業継続計画（BCP）の策定を支援する。
- ・ 災害時の緊急対応を強化するため、災害時応援協定に傷害保険の規定を追加するなど協定の充実を図る。また、民間事業者の地域に精通した人員及び資機材の維持・確保や施設の堅牢化等についても推進するとともに、自主防災組織の充実強化を進める。
- ・ 住宅の耐震化については、建築士事務所協会等と連携した広報活動や、自治会等と連携した勉強会を実施し、官民連携を図り、住宅耐震化を推進する。また、住宅以外の不特定多数が利用する建築物の耐震化についても、建築士事務所協会等と連携して推進する。
- ・ 災害に対する強靱性の向上につながる再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギー設備に関する整備等の支援を進めるとともに、災害対応や復旧・復興に必要な情報の迅速な収集・提供・共有に向け、新技術の導入、ビッグデータの収集・整備に向けた研究開発及び活用、情報の一元的提供、SNSの活用などの取組みを推進する。

⑦ デジタル活用分野

少子高齢化や生産年齢人口の減少等を背景として、多くの業界・業種で人手不足が深刻化し

ている。このような社会情勢において、人手不足の解消や作業の効率化、生産性の向上を図る上で、AI や IoT、5G、ドローン等のデジタル技術を活用した幅広い分野での国土強靱化施策の高度化が急務となっている。このため、防災・減災分野においても、頻発する大規模自然災害等に対応し、安全・安心な生活環境を維持するために、防災 DX の推進により、災害対応の高度化と効率化を図るとともに、災害情報の的確な把握・共有を推進するなど「誰一人取り残さない」ことを理念においた情報の発信を推進する。また、情報の共有や広報活動等、DX を活用した災害発生時の情報収集・伝達体制を強化することにより、災害時の的確な避難を推進する。

① リスクコミュニケーション

(警戒避難情報の伝達)

- ・ 主要観光施設の無料公衆無線 LAN カバー率 (産業/県・市町村・民間)
- ・ 超高速情報通信網 (光ファイバー網) 整備 (行政機能/県) 再掲

(地域コミュニティ構築)

- ・ 自主防災組織 組織率 (行政機能/市町村・民間) 再掲
- ・ 災害時協力井戸の登録 (住環境/県・市町村) 再掲
- ・ 支え愛マップ取組自治会等箇所数 (保健医療・福祉/県・市町村・民間) 再掲
- ・ 中山間集落見守り協定の締結件数 (住環境/県)
- ・ 道の駅や遊休施設等を活用した「小さな拠点」施設の整備 (住環境/県・市町村) 再掲

(防災教育・防災意識の啓発)

- ・ 浸水表示板設置の取組地区数 (国土保全・交通/県・市町村)

② 老朽化対策

(「公共施設等総合管理計画」に基づく県有建物・インフラの機能維持・維持管理)

- ・ 公共施設等総合管理計画の策定 (国土保全・交通/県・市町村)
- ・ 土木インフラ長寿命化計画 (行動計画) による適切な維持管理 (国土保全・交通/県・市町村)
- ・ 公共住宅の長寿命化計画の策定 (住環境/市町村)
- ・ 舗装・橋梁長寿命化計画の策定 (国土保全・交通/市町村)
- ・ 農道・林道の橋梁長寿命化計画の策定 (国土保全・交通/市町村)
- ・ 対策が必要と判明した基幹的農業水利施設のうち、頭首工における保全対策に着手した地区数 (産業/県・市町村・民間)

③ 研究開発

※重要業績指標なし (各町村の地方創生総合戦略による)

④ 人口減少対策

※重要業績指標なし (各町村の地方創生総合戦略による)

⑤ 人材育成

(災害対応に係る人材の確保と育成)

- ・ 消防団員数 (行政機能/市町村・民間) 再掲
- ・ 自主防災組織率 (行政機能/市町村・民間) 再掲
- ・ 防災士 (防災リーダー) の登録者数 (行政機能/県・市町村) 再掲
- ・ 避難所運営リーダーの養成 (行政機能/市町村) 再掲
- ・ 被災建築物応急危険度判定士の登録数 (行政機能/市町村) 再掲

⑥ 官民連携

(民間との連携強化の推進)

- ・商工会議所、商工会と行政機関の連携の推進 (行政機能/市町村) **再掲**

⑦ デジタル活用

(防災 DX の推進による災害対応の効率化)

- ・道路積雪のホームページによる情報配信 (国土保全・交通/県・市町村) **再掲**
- ・マイナンバーカードの交付率 (行政機能/市町村) **再掲**
- ・IT システムの外部ネット環境の構築による資産有効活用、データのバックアップ、セキュリティ強化の推進 (クラウド化) (行政機能/市町村) **再掲**
- ・避難所の Wi-Fi 環境の整備 (行政機能/市町村) **再掲**

3. 個別施策分野の役割

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策プログラムは、必要となる取組みの集合体であるが、これら個々の取組みは、IV 3で定義したとおり、5つの個別施策分野に属するものである。脆弱性評価に基づく国土強靱化の方向性及び施策プログラムの設定を踏まえ、個別施策分野の役割を明確化するため、施策プログラムに掲載する具体的施策を再整理し、ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ、国、県、市町村、民間等との連携等に留意して施策の推進を図る。

(1) 行政機能分野 (行政機能/警察・消防等)

- ・災害発生直後から救助・救援、復旧・復興の活動拠点となる庁舎等の耐震化を促進するとともに、関係者との連携調整による必要物資の備蓄や停電時の電力確保等の機能強化により、災害対応力の向上を図る。
- ・消防団員数の増加、自主防災組織の拡充を含めた地域住民全体の取組みによる活動人員の確保・育成を図る。
- ・各行政機関における業務継続計画 (BCP) の検証と見直し、実効性の向上のための訓練等の取組みの促進、災害時の応援協定の締結、各分野における人材の確保・養成、データのバックアップ等により、業務継続体制の強化を図る。
- ・災害情報の確実な伝達を図るため、情報通信施設の耐震化、通信回線の複数化、冗長化、受信施設の整備を促進する。また、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者を含めた住民の的確な避難行動を確保するため、分かり易い情報を提供するとともに、自主防災組織の拡充や、平常時の見守り体制づくり等の地域コミュニティとの連携強化を図る。さらに外国人観光客を含む来訪者への情報伝達と避難行動を確保するため、平時の情報伝達システムの多様化を図る。
- ・迂回路のない孤立する恐れのある集落について、ドローンや消防防災ヘリコプター等による物資供給の確保及び携帯電話の不感地区解消による情報通信機能の確保を推進する。
- ・大規模災害時における、西部町村及び県内外との広域応援体制の強化を図るとともに、西部町村における避難所運営マニュアルの共有と訓練実施等の取組の一層の促進を図る。
- ・Society5.0時代の超スマート社会の実現を目指し、先端技術を活用する。
- ・災害等発生時における被災者支援の円滑化、迅速化を図るため、マイナンバーカードの活用等のデジタルトランスフォーメーションの取組みを推進する。また、デジタルトランスフォーメーションに合わせた情報通信基盤の整備の強化を図る。

- ・公共施設等総合管理計画の推進により、維持管理・更新・統廃合・長寿命化を計画的に行い、財政負担の軽減・平準化を図る。

- 行政拠点施設の機能強化
- 情報通信機能の強化
- 物資の備蓄・調達に係る関係者連携
- 広域的な連携強化
- 住民・来訪者への災害・避難情報の確実な伝達
- 活動人員の確保
- デジタルトランスフォーメーションの取組みの推進

(2) 住環境分野（住宅・都市・環境）

- ・住宅、不特定多数が利用する民間の建築物の耐震化を図り、倒壊による死傷者の発生を防止するとともに、家具転倒防止、感震ブレーカーの設置により、家屋密集地等の火災延焼等の二次的な災害を防止する。
- ・住宅の耐震化については、建築士事務所協会等と連携した広報活動や、自治会等と連携した勉強会を実施し、官民連携を図り、住宅耐震化を推進する。また、住宅以外の不特定多数が利用する建築物の耐震化についても、建築士事務所協会等と連携して推進する。
- ・ブロック塀等の安全対策により、避難路等の安全を確保する。
- ・生活基盤として不可欠となる上下水道の耐震化や老朽化対策を促進するとともに、業務継続計画（BCP）に基づく機能の維持を図る。
- ・高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を含む住民の的確な避難行動を確保するため、自主防災組織の拡充、平常時の見守り体制づくり、ハザードマップの作成周知等により、地域コミュニティと連携した防災意識の高揚と自助・共助体制の構築を図る。
- ・自立・分散型エネルギーの導入等によるエネルギー供給源の多様化・分散化等により、災害時におけるエネルギー供給の代替機能確保を図る。
- ・大規模災害後の復旧・復興の円滑化に備え、大量に発生する災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を図るため、災害廃棄物処理計画を策定する。
- ・有害物質の大規模拡散・流出等による環境への影響を防止する取組みを推進する。
- ・文化財ハザードマップの作成を推進するとともに、文化財被災時における修復技術の伝承と実技研修の実施により、文化財の喪失防止を図る。

- 住宅・学校等の建築物の耐震化
- 二次災害防止対策の推進
- 上下水道の耐震化とBCP策定運用による機能継続
- 地域コミュニティ構築による防災力強化
- 都市・住宅に関する危険情報の周知共有
- 有害物質の大規模拡散・流出の防止
- 災害廃棄物対策の推進
- 文化財の喪失防止

(3) 保健医療・福祉分野

- ・災害時の保健医療・福祉活動を継続するため、災害拠点病院の耐震化や自家発電装置設置と必要期間の稼働を維持する燃料の備蓄をはじめとした、拠点施設の機能強化を推進するとともに、業務継続計画（BCP）策定による体制の強化を図る。
- ・民間との連携強化による医薬品、医療機器の備蓄と円滑な調達を図るとともに、医療人材の確保・育成を図り、地域の災害医療活動を確保する。また、災害医療コーディネーター、地域災害医療コーディネーターの委嘱の推進による円滑な災害医療活動を推進する。
- ・災害時の地域の福祉活動においては、平時から地域コミュニティと連携しながら、「とっとり支え愛活動」の継続を図るとともに、被災後の要配慮者等へのきめ細かい支援を行う。

- ・高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を含む住民の的確な避難行動を確保するため、自主防災組織の拡充、平常時の見守り体制づくり、支え愛マップの作成周知等により、地域コミュニティと連携した防災意識の高揚と自助・共助体制の構築を図る。
- ・避難者間で感染症が流行しないよう、健康診断や予防接種を推進するとともに、避難所の環境整備、健康管理体制の構築を推進する。また、新型コロナウイルス感染症に関しては、避難所における飛沫感染防止対策、マスク・消毒液等の感染症対策に必要な物資の備蓄などについて、必要に応じて、西部町村と相談の上で県がガイドラインを作成するなど、西部町村の取組みを推進するとともに、県と西部町村で連携して、避難所以外の親類や知人宅などへの分散避難の考え方など、感染症が流行している状況下での適切な避難方法について、住民への周知、啓発を行う。

- 医療拠点施設の機能強化
- 物資の備蓄・調達に係る関係者連携
- 活動人員の確保
- 地域コミュニティ構築による防災体制の強化
- 避難所の環境整備と健康管理体制の強化

(4) 産業分野（エネルギー、金融、情報通信、産業構造、農林水産）

- ・大規模自然災害発生時の社会経済システムの機能継続に不可欠となるライフライン確保のため、被害想定を踏まえた防災・減災対策や多重性、代替性を確保する。電力供給については、発電所、送配電設備の機能強化、災害発生時の早期復旧等による災害対応力の強化を図る。
- ・石油、ガス等の燃料は、地域の産業を支えるエネルギーであり、災害対応力の強化とサプライチェーン確保を図るため、官民連携による円滑な配分供給の体制確保、ガス、石油供給ルート維持等を図る。
- ・本地域における豊かな資源を有効に活用し、木質バイオマス、小水力等の再生可能エネルギーの導入量を増加させ、エネルギー供給の多層化・多様化を図る。さらに、自立・分散型エネルギーの導入等により、エネルギー供給源の多様化・分散化を図る。
- ・金融機関、企業、商工団体の事業活動の早期再開を図るため、個別企業の業務継続計画（BCP）策定と実効性の向上を促進する。
- ・豊かな森林資源の活用や評価の高い農畜産物、豊富な水産物の安定的な供給による競争力の確保、人材の確保育成等、農林水産業の活力増進を図る。さらに、地域コミュニティやボランティア活力との連携を推進しながら、森林や農地の適切な保全管理を行い、それぞれが持つ国土保全機能の確保を図る。
- ・地震等の災害発生時に老朽化により農地や一般公共施設に被害を及ぼすおそれのある土地改良施設（排水機場、頭首工等）について、必要な機能保全対策等を進める。
- ・ため池の総合的な対策、渇水に関する関係機関との状況共有の促進による二次被害の防止・軽減を図る。
- ・ハード対策とソフト対策を組み合わせた防災・減災対策においては、自然環境の持つグリーンインフラとしての効果が発揮されるように、関係機関の連携を図る。
- ・情報通信においては、災害直後から気象、交通物流等の情報を広域的、継続的に配信するため、関連施設の耐震化をはじめ、自家発電施設の設置、再生可能エネルギーの導入等の電力供給のバックアップ整備等、通信システムの機能強化を推進する。
- ・情報伝達手段の多重化と高度化により、旅行者、高齢者、障がい者、外国人等に配慮した情報提供手段の確保を図る。

- 産業関連施設の耐震化
- 代替エネルギーの確保

- 関係者連携とBCPによる経済活動の継続
- 多様な情報伝達手段の確保
- 農地、森林が持つ国土保全機能の確保（グリーンインフラの活用）

（５）国土保全・交通分野（交通・物流、国土保全、土地利用）

- ・鉄道施設や交通結節点となる駅舎の耐震化等により、災害対応力を向上させる。
- ・本地域の特性を活かし「コンパクト+ネットワーク」による防災機能を含めた交通・物流・人流の充実のため、道の駅等を活用した小さな拠点づくりの取組みを進めるとともに、道路網整備によるネットワークを構築する。
- ・大規模自然災害の発生直後における人命保護の観点から、その被災原因の除去と被災範囲の最小化を図るため、被災リスクの評価と共有を図りながら、ハードとソフトを効果的に組み合わせた「多重防御」による地域づくりを推進する。
- ・気候変動による豪雨の頻発化・激甚化に備え、あらゆる関係者（国・県・市町村・企業・住民等）による治水対策「流域治水」への転換を図る。具体的には、令和元年東日本台風（19号）を受け鳥取県水防対策検討会・鳥取県防災避難対策検討会において「一人の犠牲者も出さない」ことを目標に検討された「流域治水」による水防対策・避難対策を推進する。また、グリーンインフラの活用を推進する。
- ・土木インフラの集中的な老朽化について、メンテナンスサイクルを構築するとともに、予防保全による老朽化対策により長寿命化を図り、維持管理、更新費用の平準化を図る。さらに、新技術等の導入を図りながら、維持管理に係る人材を確保・育成し、適切な管理体制を整備する。
- ・障害物の除去、緊急輸送や地域交通等の確保に向けた道路啓開、河川増水に伴う水防活動、雪害時の除雪等を迅速に実施するため、専門技術を有し地域事情にも精通した建設業者の協力・支援等、行政機関、地域住民等との連携強化を図る。建設業の担い手確保・育成においては、就労環境の改善を図るとともに、技能労働者の活用と若年者・女性の活躍推進に向けた取組みを支援する。
- ・自主防災組織等による地域ハザードマップ作成・訓練・防災教育、防災リーダーの育成、事例や研究成果等の共有による地域コミュニティ力強化等の取組み推進と、関係機関が連携した支援の充実により、地域防災力の向上を図る。さらに、高齢化が進む中山間地域の移住促進やボランティア等による活力を取り入れ、自主防災組織による共助の活動や避難行動要支援者への支援等、地域コミュニティ力の充実強化を推進する。
- ・基幹インフラ等の迅速な復旧・復興を図るため、土地境界の把握に必要な地籍調査の着実な進捗を図る。

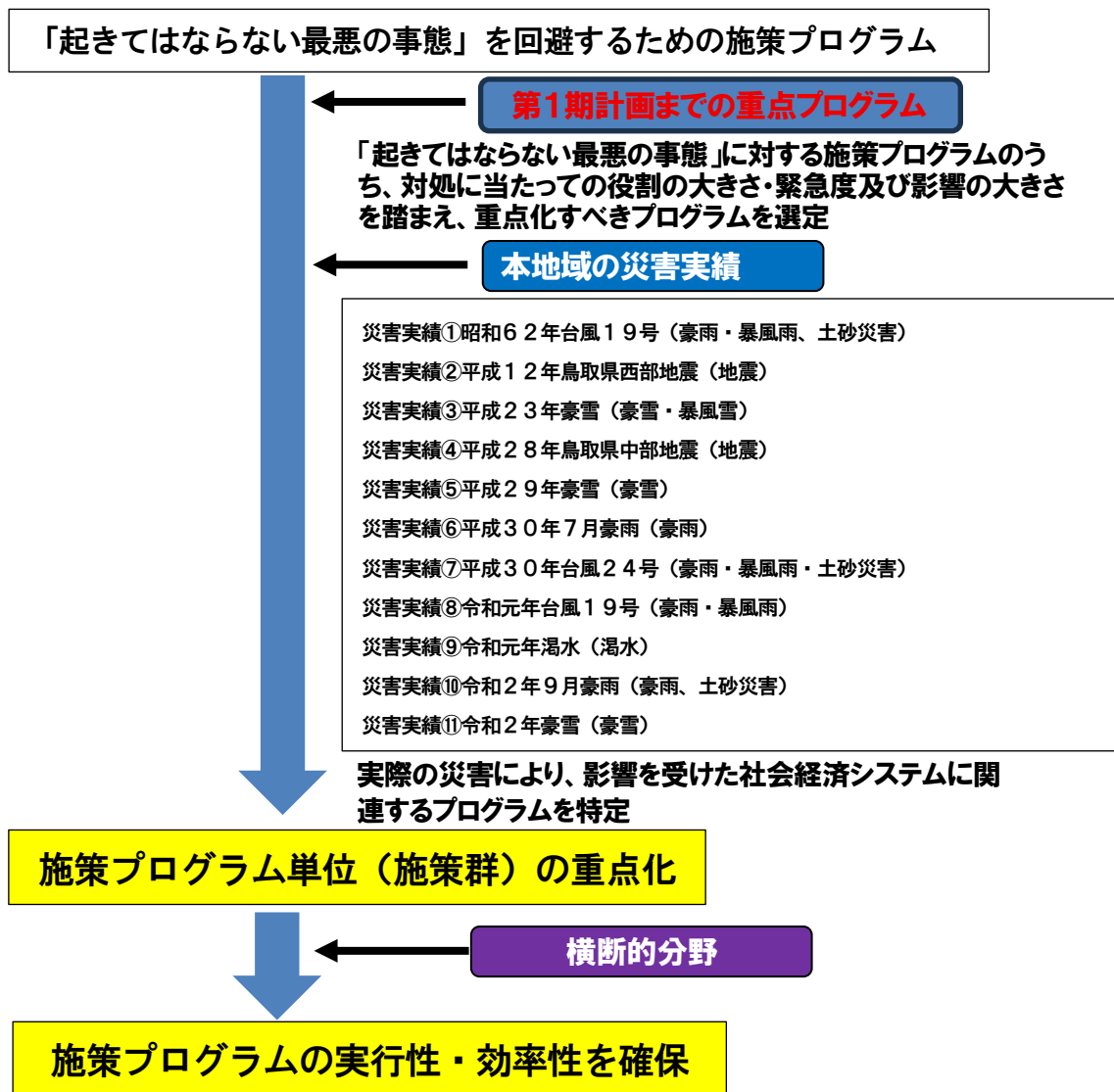
- 水害・土砂災害対策の推進と危険情報の周知
- 交通結節点の機能強化
- 橋梁耐震化等によるインフラ機能強化
- 基幹インフラの代替性・冗長性の確保
- 建設業に関わる人材の育成・確保
- 気候変動を踏まえた流域治水への転換

4. 施策の重点化

限られた財源の中、計画の実効性を確保するためには、選択と集中の観点に立ち、計画に掲げる施策の重点化を図っていくことが必要である。このため、以下の観点から施策の重点化を行う。

【施策重点化のプロセス及び視点】

- ・ 30の「起きてはならない最悪の事態」の中から、特に回避すべき「最悪の事態」を絞り込み、プログラムを重点化
 - 重点化の視点⇒ 重要性（当該プログラムにおける施策の重要度）
 - 緊急性（他の施策に優先して行う必要性）
 - 波及性（他の政策目的への波及効果）等
 - ・ 重点化したプログラムの充実ため、横断的分野からの施策を上乗せし実行性と効率性を確保
- 施策プログラムの重点化は、以下のフローで実施する。



国が示した重点化すべき施策プログラムと、鳥取県において過去に発生した各種自然災害により影響を受けた社会経済システムに関連する施策プログラムを踏まえ、本地域における重点化すべき施策プログラムを次表のとおりとする。

施策プログラムは、前述フローにより、社会経済システムに影響が生じた項目を対象として重点化するが、大規模自然災害の発生直後の重要な機能を有する「3. 行政機能の確保」も含めることとする。

○ 施策プログラムの重点化

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（30項目）	国年次計画 2024	H12 西部 地震	H23 豪雪	H28 中部 地震	H29 豪雪	H30 豪雨 土砂	R1 豪雨 暴風雪	R1 洪水	R2 豪雨	R2 豪雪	プログラ ム重点化	
1 直接死を最大限防ぐ (人命の保護)	1-1 建物・交通施設等の倒壊や火災による死傷者の発生（住宅密集地、不特定多数施設を含む）	◎			○							●	
	1-2 津波・高潮による死傷者の発生	◎										●	
	1-3 グリラ豪雨による市街地の浸水	◎					●			●		●	
	1-4 土砂災害等による死傷者の発生	◎	●				●			●		●	
	1-5 豪雪・暴風雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生			●			●					●	
	1-6 林野火災の延焼により、周辺住家等の被害による死傷者の発生	◎											●
	1-7 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で死傷者の発生	◎			○		○						●
2 救助・救護、医療活動の迅速な対応、被災者等の健康・避難生活環境の確保による関連死の防止	2-1 被災地での食料・飲料水等物資供給の長期停止（避難所の運営、帰宅困難者対策を含む）	◎	●		○							●	
	2-2 長期にわたる孤立集落等の発生（豪雪による孤立等を含む）					○	○			○	●	●	
	2-3 救助・救護活動等の機能停止（絶対的不足、エネルギー供給の途絶）	◎	○	○	○							●	
	2-4 保健・医療・福祉機能の麻痺（絶対的不足、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶）		○		○							●	
	2-5 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	◎										●	
3 行政機能の確保	3-1 市町村等行政機関の機能停止			○								●	
4 情報通信機能の確保	4-1 情報通信機能の麻痺・長期停止（電力供給停止、郵便事業停止、テレビ・ラジオ放送中断等）	◎	●					●				●	
5 地域経済活動の維持	5-1 地域競争力の低下、県内経済への影響（サプライチェーンの寸断、エネルギー供給の途絶、金融サービス機能の停止、重要産業施設の損壊等）	◎	●	○	○	●	○					●	
	5-2 交通インフラネットワークの機能停止	◎	●	●			●					●	
	5-3 食料等の安定供給の停滞	◎			○	○						●	
	5-4 異常洪水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響								○			●	
6 ライフラインの確保 及び早期復旧	6-1 電力供給ネットワーク等機能停止（発電所、送配電施設、石油・ガスサプライチェーン等）	◎	○	●	●	●					●	●	
	6-2 上下水道・工業用水等の長時間にわたる供給・機能停止（異常洪水等による用水供給の途絶、汚水流出対策含む）		○	○	○								
	6-3 地域交通ネットワークが分断する事態（豪雪による分断を含む）		●	●		●	●			●	●	●	
7 二次災害の防止	7-1 大規模火災や広域複合災害の発生				○								
	7-2 ため池、ダム等の損傷・機能不全による二次災害の発生（農地・森林等の荒廃による被害を含む）	◎	●	●			●					●	
	7-3 有害物質の大規模拡散・流出												
	7-4 風評被害等による県内経済等への甚大な影響		○		○								
8 迅速な復旧・従前より 強靱な姿での復興	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態												
	8-2 復旧・復興を担う人材等の不足や自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により復旧・復興が大幅に遅れる事態				○		○						
	8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態		○		○								
	8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態												
	8-5 長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態												

[凡例] ◎：年次計画の重点化プログラムに関連するもの ●：事態が生じた項目

○：極めて軽微な事態が生じた項目

プログラム重点化は、国年次計画と、県内で発生した過去の各種の自然災害による社会経済システムへの影響に基づいて行ったものである。そのため、その中に含まれる取組みについては、今後、他の地域で発生した災害事象、最新の知見による形態等により、適宜、見直しながら柔軟に対応していくこととする。

なお、重点化する施策に関連した取組みや事業については、国の国土強靱化関係予算の「重点化」、「要件化」等への対応及び進捗管理を徹底して行うものとする。

Ⅶ 計画の推進に向けて

1. 計画推進

本地域の国土強靱化に向けては、本計画に掲げる関連施策を総合的かつ計画的に実施することが必要であり、その実施には、毎年度の施策の進捗状況等を踏まえた効果的な施策展開が求められる。

本計画の推進に当たっては、関連施策の進捗状況を適切に管理しながら、本地域の国土強靱化システムとして、新たな施策展開を図っていくというPDCAサイクルの体制を構築するとともに、運用しながらスパイラルアップと計画の着実な推進を図る。

○ PDCAサイクルによる強靱化システム

【Plan】

- ・先述した【STEP1】～【STEP5】を実施し、本地域の国土強靱化システムの指針となる国土強靱化地域計画を策定する。

【Do】

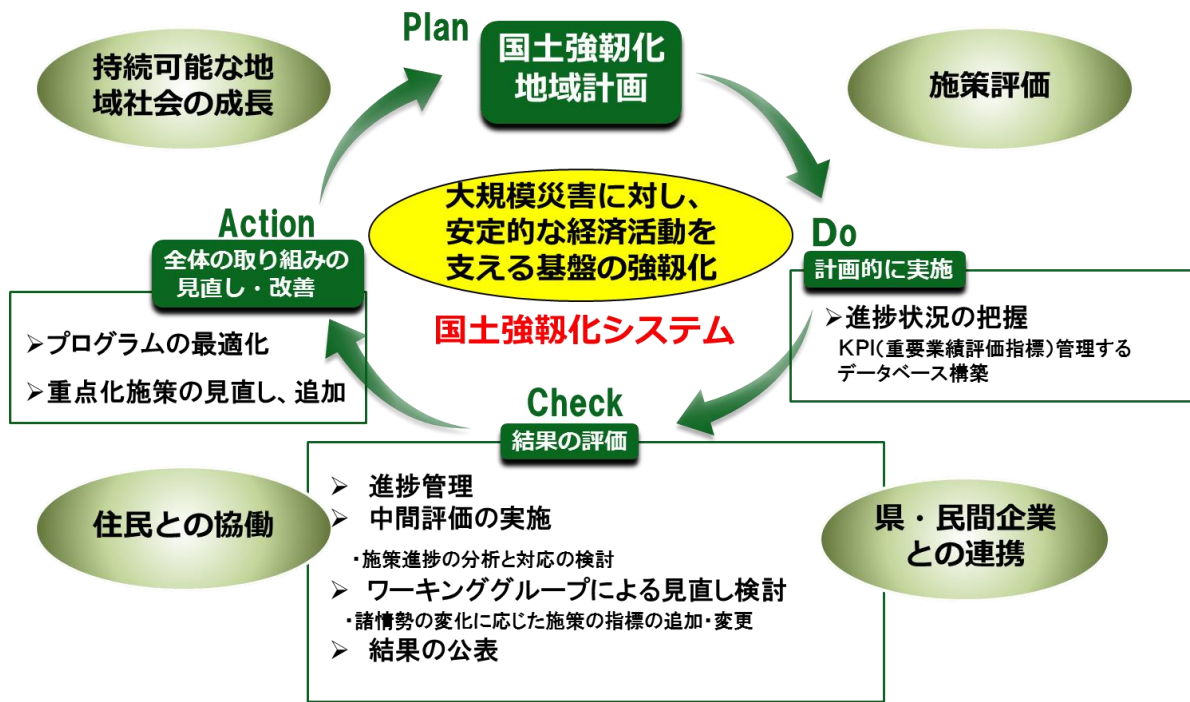
- ・本計画に基づき、各部局に設定した施策を確実に実行する。

【Check】

- ・「政策評価」となる重要業績指標（KPI）を確認し、施策等の達成状況を評価する。

【Action】

- ・社会経済情勢や国土強靱化施策の進捗状況などを考慮して、本計画の見直しを行う。



図—13 PDCAサイクルによる国土強靱化システム

2. 計画の進捗管理

本計画の進捗状況は、重要業績指標（KPI）を確認して、施策プログラムの達成状況を評価する。特に第1期計画で未達成のKPI及び各課横断的なKPIの進捗評価を強化する。また、効率的かつ確実に進捗管理を実施できる体制づくりを進める。

- ① 進捗管理
- ② 中間評価の実施
- ③ 結果の公表

また、全庁横断的な体制のもと、関係町村・県・民間との連携を図り、住民とも協働して強靱化を図る。

- ① PDCAサイクルの構築
 - ・国土強靱化ワーキンググループ（仮称）の適宜の開催
 - ・諸情勢の変化に応じた施策や指標の追加・変更
 - ・民間取組み情報の収集
- ② 関係町村・県との連絡会の開催
 - ・各施策における関係町村・県取組みの把握
 - ・県が追加修正する県地域計画との調和

3. 計画の見直し等

(1) 計画の推進期間

本計画においては、本地域内外における社会経済情勢の変化や国及び県を通じた国土強靱化施策の推進状況などを考慮し、概ね5年を推進期間とする。

計画の推進期間の中間年において中間評価を行い、その結果を計画の見直しに反映させることとし、それ以前においても、社会経済情勢の変化や毎年度の施策の推進状況等により、計画の修正を要する場合には、適宜見直すものとする。

(2) 他の計画等の見直し

本計画は、各町村の国土強靱化に関する他の計画の指針として位置付けられるものであることから、地域防災計画をはじめとする国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し時期や本計画の改定時に併せ、所要の検討を行い、整合を図っていくものとする。

鳥取県西部町村国土強靱化地域計画

令和8年9月

鳥取県西部7町村

日吉津村 総務課

〒689-3553 鳥取県西伯郡日吉津村大字日吉津 872-15

TEL 0859-27-5950 FAX 0859-27-0903

大山町 総務課

〒689-3211 鳥取県西伯郡大山町御来屋 328 番地

TEL 0859-54-5201 FAX 0859-54-2702

南部町 総務課

〒683-0351 鳥取県西伯郡南部町法勝寺 377 番地 1

TEL 0859-66-4803 FAX 0859-66-4806

伯耆町 総務課

〒689-4133 鳥取県西伯郡伯耆町吉長 37-3

TEL 0859-68-3111 FAX 0859-68-3866

日南町 総務課

〒689-5292 鳥取県日野郡日南町霞 800

TEL 0859-82-1111 FAX 0859-82-1478

日野町 総務課

〒689-4503 鳥取県日野郡根雨 101

TEL 0859-72-0331 FAX 0859-72-1484

江府町 総務課

〒689-4401 鳥取県日野郡江尾 1717 番地 1

TEL 0859-75-2211 FAX 0859-75-2389
